

平成16年第5回本巢市議会定例会議事日程(第4号)

平成16年9月16日(木曜日)午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(48名)

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
44番	稲葉信春	45番	瀬古孝雄
46番	鷓飼静雄	47番	川村高司
48番	三島智恵子	49番	白井茂臣
50番	中野治郎	51番	白木健

---

欠席議員(1名)

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	内 藤 正 行	助 役	高 木 巧
収 入 役	守 屋 太 郎	教 育 長	高 橋 茂 徳
参与兼合併 プロジェクト外室長	新 谷 哲 也	総 務 部 長	溝 口 義 弘
企 画 部 長	高 橋 武 夫	市 民 環 境 部 長	土 川 隆
健康福祉部長	中 村 節	産 業 建 設 部 長	服 部 次 男
上下水道部長	林 賢 一	教 育 委 員 会 事 務 局 長	堀 部 秀 夫
根 尾 総 合 支 庁 長	島 田 克 広		

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富 田 義 隆	議 会 書 記	今 村 光 男
議 会 書 記	杉 山 昭 彦		

---

開議の宣告

副議長（戸部 弘君）

改めまして、おはようございます。

御報告いたします。議長は、現在病気療養のために自宅静養中でありますので、本日の本会議は、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数は48名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

副議長（戸部 弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号41番 杉山 潔君と44番 稲葉信春君を指名いたします。

---

日程第2 一般質問

副議長（戸部 弘君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

質問の順序は受け付け順です。

35番 高橋秀和君の発言を許します。

35番（高橋秀和君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、市政一般にかかわる質問を行わせていただきます。

今回、3件の質問を執行部の見解をお伺いしたいと思います。端的に申し上げれば、合併後の住民サービスの点についてを絞って、今回お伺いをしたいというふうに思います。

まちづくりを考えていくときに、私自身の考え方を申し上げますと住みよいまちづくりという言葉で表現をするわけですが、住みよいまちづくりという定義の中に、私の考えの中では、住みやすいまち、住んでよかったまち、それから住みたくなるまち、住んでいてよかったまちという表現のすべてを、あるいはほかの表現もあるだろうと思うんですが、それすべてを網羅して、住みよいまちづくりであるというふうに私は考えております。そうした中で、今回、この合併ダイジェスト版の中で取り上げている中で、言葉漏れだろうと自分で感じた点についてお伺いをしていきたいと思っております。

まず1点目は、特別養護老人ホームの入所の希望状況とその実態と、それから将来計画について

であります。

現在、計画中也含めると、根尾川ガーデンが供用を開始しておりますし、糸貫町の七五三地区で計画がされております。これはお聞きすると、100床の計画がされている。私も、実は広域連合議員として在籍をさせていただいたこともありますし、一部事務組合時代に大和園の議員として在籍をさせていただいて、特別養護老人ホームの状況については、少なくともではありますが、勉強をさせていただき期間をいただきました。

それで現状はどうかということ、老人福祉施設大和園の現状しかわからないので、16年9月1日現在の大和園の状況を調べさせていただきました。そうすると、特別養護老人ホームの利用申込者数は301名となっております。瑞穂市49名、本巢市141名、北方町36名、その他75名、計301名という形での申し込みがされております。注目すべきは、本巢市が141名ということでございます。もう少し詳しい実態を知りたいと思いましたが、広域連合にお伺いをいたしまして、入所の利用状況、希望状況について調べてみました。これは16年4月1日現在の状況しか手元になかったんですが、4月1日でもとす広域連合で、とりあえず、あるいは1年以内を含めて262名の希望がありまして、1年以内に入所を希望するというのは100名ございまして、そんな中で、本巢市はこの資料でいくと99名という形になっております。とりあえずというのは84名、1年以内は15名。そうすると、ここで262名なんですけど、9月1日で大和園の入所希望は301名ということですので、約半年近くの間は大和園だけふえたのかどうかわかりませんが、とりあえずこの資料からいくとふえているという状況にあります。

詳しいことについてはちょっと今のところわからないんですが、糸貫地区における計画では、17年度ぐらいに完成するんですかね、少なくとも18年度には100名が全部入れる状況になっていく計画だろうと推測をしておりますが、そういった状況下で、私の記憶間違いならいいんですが、多分、養護老人ホームのもとす広域連合管内での建設計画はそれ以上ない状況になっていたような感じがいたしますので、それは今後どうなっていくのか。

ちなみに、なぜこれを心配するかと申しますと、15年10月1日に発表されている広域連合の資料でいきますと、入所希望で出ているのは実は216名なんです。ところが4月1日では262名、いわゆる半年で50名、あるいは1年で60名近くの入所希望がとりあえず出てきているという状況です。今の社会情勢を考えたときに、この入所希望がふえることはあっても、減っていく状況にはないんじゃないだろうかということは、過去の介護保険が始まった経緯からすると予測されるわけです。ところが、国や県の財政状況、それからもとす広域連合を組織する地方自治団体の財政状況を考えたときに、そうそう簡単に特別養護老人ホームを建設する形にならないだろうと思えますし、本巢地域だけを考えた形での建設計画は立たないだろうということは認識できるわけです。じゃあ、本巢市管内で入所希望されている方々に対して、その状況をどう調査をしていくのか、それから今後の建設はどうしていくのか、執行部の見解をお伺いをしたいというふうに思います。これがまず1点目でございます。

それから2点目に、未満児保育の中途入所についてであります。

育児休業制度が制定されてから数年になりますけれども、かなりの方が育児休業制度を利用されて、その後に保育所へ入所する。そうすると、4月1日に必ずしも未満児保育の方がそろう形にはならないだろうというふうに思います。未満児保育を希望する方が中途入所しようとして、希望する園にお伺いしても、ここは今いっぱいだから、ちょっと今受け付けることができないので離れた違うところをお願いをしたいというような例も、過去に、糸貫町時代にも私はそういった話を聞いております。本巢市になりまして、より広範囲に未満児保育を希望する方が出てくるだろうと思いますし、一つの行政区域になった形ですので、今まで自分が住んでいた地域から、通勤に便利なところに子供を預けたいという希望も出てくるだろうと思いますので、そういった形になった場合の未満児保育の中途入所に対する対応はどうかと。

もう万全だろうということですと見ておりましたら、このダイジェスト版の中でページ数が30ページなんですけど、お子さんのいらっしゃる家庭の中で、実はこういうふう書いてあります。公立保育所（園）については、現行のとおりとします。なお、延長保育についても現行のとおり実施しますという。あとのただし書きは広域関係の利用法ですので除きますが、私は、ここにも未満児保育という言葉が入っているだろうなあと、開けて読んでおいたら載っていなかったの、未満児保育について同じように形がなされていくのかどうか。今の中途入所を希望しているという状況が一体どういう状況なのか。それによって、行政側はどのような対応をしていかれようとするのかどうか、その点について執行部の見解をお伺いしたいと思います。

3点目は、本巢縦貫道を利用した、本巢市からJR穂積駅への直通バスを運行したらどうかという御提案をしたいというふうに思います。

もとバスが10月1日から開始されます。市内のコミュニティーバスは、このダイジェスト版に載っておりますけれども、公共交通機関のつくっていくという形での重点政策の一つを実施されようとしている中で、今回、名鉄揖斐線が廃止が決定をされました。来年の4月1日をもって、新しい代替案での公共交通機関は始まるのでしょうか。

御承知のとおり、通勤手段として、樽見鉄道も名鉄揖斐線も通勤・通学で利用する人たちにとって大切な公共交通機関であると。今まで樽見鉄道については、いろんな機会でも議論をされてまいりました。私も、樽見鉄道については重要な公共交通機関だというふうに認識はしております。と同時に、名鉄揖斐線も非常に重要な公共交通機関の手段であるというふうに認識をしております。そうした中で、代替案を名鉄側と話をすることで、本巢市、大野町、北方町、岐阜市という形で関係機関と協議をされているようであります。市内の公共交通機関をどうしていくかという関係の中で、北方真桑駅のそばにバスターミナルを設けて、そこにリオ経由、あるいは北方経由の穂積駅へ行くバスのターミナルをつくっていかれるという計画もあるようです。現実に進んでいくわけですが、それじゃあ名鉄の代替案は一体どういう形で、どういう方向に進んでいくのかと。そうしたときに、私は、名鉄揖斐線がある限りは、穂積駅への直通の、あるいは乗り入れの件については、当分お話ししても無理な話だろうなというふうに思っておりましたけれども、名鉄揖斐線が廃止という形になるのであれば、やはり市民の足の一つとして、穂積駅へどう市民の足として交通手

段を考えるのかということについては、今検討するに値する案件だろうというふうに思います。

ちなみに穂積駅まで行こうとすると、本巢縦貫道の交通混雑状況を考えてときには、北方の高屋地内を恐らく7時10分か15分前に抜けないと、交通ラッシュにかかって希望する時間に穂積駅に着くことは不可能であろうと予測されます。当然混雑を予想してのバス路線の方も考えられるでしょう。そういったことを考えたときに、穂積駅を利用しJR東海を利用して岐阜駅、あるいは名古屋方面へという交通手段は、本巢市民にとって非常に重要な交通手段になっていくのではないだろうか。この話をすると、樽見鉄道の問題とは非常に大きく連携してまいりますので、大きな問題だろうと思います。名鉄揖斐線は、本巢市だけではなくて隣の大野町、北方町の住民にとっても大きな交通手段の代替案とされるわけです。どうか協議の段階で、こういった穂積駅への乗り入れの問題について、今までの名鉄揖斐線の路線とは違った形になりますけれども、考えていただけるかどうか、執行部の見解をお伺いしたいと思います。

ちなみに、本巢市のまちづくりの中で人口増という計画がなされております。人口増というのは、やはり住みよいまちだし、住みたくなるまちづくりだろうと思うんです。そのときに、公共交通機関の利便性という問題については大きな要素になっていくだろうと思います。こういった福祉政策も含めて、私は真剣に公共交通機関との連携についてを十分検討していただいて、市民のニーズにこたえるまちづくりに役立てていただきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

副議長（戸部 弘君）

特別養護老人ホームの入所希望の実態と将来計画についてと、未満児保育の中途入所に対する受け入れ体制について、健康福祉部長の答弁を求めます。

健康福祉部長（中村 節君）

高橋議員さんの、特別養護老人ホームの入所希望の実態と将来計画について、並びに未満児保育の中途入所に対する受け入れ体制についての御質問にお答えをいたします。

初めの、入所希望の実態と将来計画についての御質問にお答えを申し上げます。

議員御承知のように、介護保険が始まるまでは施設への入所は行政主導型であり、施設と行政との合意の中で入所の手続がなされていましたが、平成12年4月に介護保険が始まってからは、要介護1以上で施設の入所希望者はまずケアマネジャーに入所の意思を伝え、ケアマネジャーは対象者が希望する施設に入所申し込みを行い、入所の順番が来たところで施設と利用者の契約により手続が行われるため、行政主導型で入所手続をすることがなくなっている状態でございます。このような仕組みの中で、利用申し込みの中では、いざ入所順番が来ても、今回は入所を見送って次回に検討したいとの、いざというときのために申し込みを行っている方がかなりございまして、実質の入所希望者が少ないと認識しております。ただし、特別養護老人ホーム大和園においては、近年、入所申し込みが増大し、居宅での介護が真に困難な要介護者等に必要な養護ができない状況をかんがみ、優先的または緊急的な入所ができるように、もとす広域連合特別養護老人ホーム優先入所検討委員会を設置し、優先入所の可否及び優先順位の調査及び審議を行っております。

このような状況の中で、市の老人福祉計画におきまして、入所施設ではありませんが、大和園に併設して建設中の痴呆性高齢者対応型のショートステイ（16人の定員）、デイサービスセンター（20人定員）が、17年4月にオープンの予定をしており、また本巢市七五三に建設予定の特別養護老人ホーム（100人定員）が平成17年度に完成の予定でございます。計画上では、19年末の施設入所希望待機者がなくなるものと私どもは想定をしております。

また、もとす広域連合の第2期介護保険事業計画におきましても、平成19年度末の特別養護老人ホームの入所者が310人と推計され、七五三に建設予定の特別養護老人ホームが完成すれば、もとす広域連合管内での施設定員は330人となり、もとす広域連合におきましても待機者がなくなるものと私どもは考えております。

ちなみに、県全体の計画においては、平成14年10月1日現在の待機者数は3,344人であり、特別養護老人ホーム、あるいは他の施設の建設を進め、さらなる待機者の解消に努めていかなければならないと明記されておりますが、一方で、介護保険給付対象サービスの中で施設サービスは介護報酬単価が高額であり、介護保険財政に大きな影響を与えるものであることから、真の入所需要を見極め、適正な対応をしていく必要があります。もとす広域連合と関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、未満児保育の中途入所に対する受け入れ体制のついての御質問にお答えを申し上げます。

本巢市立保育園の現在の未満児保育の状況については、本巢保育園で16名、真桑保育園で22名、弾正保育園で19名、糸貫西保育園で18名、糸貫東保育園で26名、合計では101名の保育を実施しておるところでございます。また、平成16年度中途入所者につきましては、本巢保育園で7月に1名、真桑保育園で7月に1名、弾正保育園で8月に1名、糸貫西保育園では5月から9月にかけて3名、糸貫東保育園で同じ時期に8名、現在までの合計が14名となっており、中途入所を受けておるところでございます。ちなみに、平成16年度における今後の未満児保育の希望者につきましては、きょう現在把握しているところでございますが、本巢保育園で1名、弾正保育園で3名でございます。

また、今後につきましては、議員御承知のとおり、保育施設については児童福祉施設最低基準が厚生省令で定められておまして、1人当たりの面積や乳児室、保育室、調理室等、必要な部屋の定めがございますので、市全体の保育施設は総体的に考えまして効率的な受け入れができるよう検討してまいりたいので御理解を賜りたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

次に、本巢縦貫道を利用した本巢市（織部の里）発、穂積駅着の直通バスの運行について、企画部長の答弁を求めます。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、高橋議員の3点目の御質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

本巢縦貫道を利用した穂積駅着の直行バスの運行ということでございます。御存じのように、名

鉄揖斐線につきましては廃線が決定されまして、現在、沿線市町で岐阜 600ボルト線区の廃線後における利用者の利便性確保のため、本市を初め沿線市町が一体となりまして、名古屋鉄道に対しまして、鉄軌道の廃止に伴い交通空白地帯を出すことのないように、現状を維持した代替交通の確保の要望をしているところでございます。また、地域の足を公共的に確保する観点から、代替バス路線を維持していくための積極的な支援についても、現在要望しているところでございます。

御質問にありますように、名鉄揖斐線の代替バス路線につきましては、基本的には、名鉄揖斐線に沿った路線として運行されることになるものと考えております。

本巣縦貫道を利用した織部発穂積駅着の直行バスの運行につきましては、JR穂積駅までの本当に最短の路線でございまして、議員の御提案も理解はできますが、現在、樽見鉄道との競合も考えられますので、樽見鉄道の存続を議論するさなか、本巣市の市政を踏まえると、現時点では樽見鉄道存続の方向づけがされた後に議論すべきものであるというふうに考えております。コミュニティーバス等を利用した樽見鉄道の各駅、また各交通拠点での乗り継ぎによる通勤・通学等、幅広い公共交通体系を考えておりまして、十分とは言えないながらも名鉄揖斐線の代替の機能も見込まれていると思っております。名鉄揖斐線の代替バスにつきましては、この線路に沿ったルートが基本となりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

〔35番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

35番 高橋君。

35番（高橋秀和君）

自席で再質問をさせていただきたいと思います。

特別養護老人ホーム、やはり私が広域連合におったときに出された答えとほぼ同じような答えが返ってきたと。私が心配をしておるのは、半年間、半年間の間に入所希望者というのはふえてきている実態にあるという状況の中で、その中身の精査というものについては、今部長さんがおっしゃったように、ケアマネジャーが認識をしているだけで行政機関も認識できない状況にある。広域連合もせいぜい掌握できるのは、とりあえずと申し込むか、入所を1年以内に希望するかという判断でしか物事を集約できない状況になってきている。最近1年以内というのは僕自身が認識をしたわけなんです、私どもも聞いておったんです、非常にマクロ的な、大和園ではこれだけの入所希望だけだったというふうにしか自分では調査していなかったものですから、ちょっとその実態がどうかということで実は知らなかったわけです。

今回私が今後の問題のことについて大事だと思うのは、今部長さんの中で説明がありました入所判定検討委員会、これは大和園では現在行われておりますが、もとす広域連合管内にある特別養護老人ホーム内でこの検討委員会を設けられているのは、私が調べた範囲内では大和園だけなんです。どういうことかということ、優先的に入れなければならないほどの方から入って行く形で、この検討委員会が行われたはずですね。とりあえずという形では、回っていただくという形になっていたりしているはずなんです。ですから、前は希望順でどんどん入所とあったかに聞いておりま

す、実態は知りませんが。そうすると、今は早く申し込んだけれども、いわゆる早期入所しなければならない方から入ってきているという形に私は理解していますので、そうするとこういった形で、判定委員会で全部の施設が本巢管内にある、そういう判定委員会でやられると、必要な方から入所をお願いしてきておる。いわゆる入所できる状況に施設がなった段階でその希望者から入っていく状況であれば、必然的に入所希望の分が整理されていくわけなんです、とりあえず申し込んだ人が全部の施設で全部網羅されていると、相当な数字になってくるわけです。少なくとも、広域連合でどうしようという問題については広域連合の中で議論していただければ結構なんです、本巢市内に住む方たちについては、とりあえずこういう方たちは早目に入所しなければならないという状況がどこまでできるんだろうか、あるいはどういう形で整理していったら、本巢市の入所希望者のために今後の施設経営が運営、あるいは施設計画がどうしていったらいいかということについては、当然総合計画に盛り込まれていかなきゃならない問題だろうと思うわけです。

そういった意味では、現状の調査状況だけでいいのかどうか。私はいま一步踏み込んだ調査状況が必要な気がしますし、広域連合に対して、施設検討委員会はやはり大和園だけではなく、これは県の指導でつくられたわけですから、他の施設にもこういった形でやっていっていただきたい。そのことによって、今後の施設計画が立っていくんだろうと思いますので、そういったことについては広域連合に意見をしていくつもりはあるのかどうか、それがまずお伺いしたい。担当部長で難しければ、市長は広域連合の執行部でございますので、市長でも構いません。どちらかでお答えをいただきたいというふうに思います。

2点目ですが、未満児保育の希望者、今予定まで事細かくに御提示をいただきまして、それは結構なんです、部長も最後に申されましたように、いわゆる保育園の施設、あるいは幼稚園の施設の中で受け入れる状況の施設範囲と、あるいは職員配置で受け入れが今満杯なところと、いろんな要素によってその施設によって違いがあるだろうと。今後の計画にもよる。施設にスペース、いわゆるキャパシティーでスペースはあるけれども、人的配置が困難なので受け入れられないという話であれば、ちょっとどうなのかという問題もありますので、私はあえてダイジェスト版には未満児保育についてのことは載っていないので、サービスは厚くという表現で合併を進めた中で、こういう未満児保育の施設をふやすということは単純には難しい問題だと。真桑保育園は増所されるということですので、そこでどう考えていかれるかについては、多分これから考えていただけるので結構だろうと思うんです。人的配置の問題で入所を受け入れることがあるのなら、その点はどうかということについて見解をお伺いしたいというふうに思います。

それから、本巢縦貫道を利用した直行バスについてお伺いをしました。私は6月の一般質問の中で、財政計画が先か、総合計画が先かという話をさせていただきました。私は財政計画を先に盛り込むべきではないかという質問をさせていただきました。その中で、名鉄揖斐線の廃線は、合併のときには出ていなかった問題が急に浮上してきた問題だと。だから、早急にそのことを踏まえた形で財政計画の見直しをすべきだということの執行部の見解をお伺いしましたら、早期にやるとおっしゃって、その早期というのはどれくらいだとお聞きしましたら、助役さんの口から1年から2年とお

っしまいました。そのときはまだ名鉄揖斐線は廃線という形になっておりませんでした。行政の早期というのは、1年か2年という期間なんだろうなあ。しかし、民間の動きはあっという間に決まってくると。いわゆる6月の段階から、今からいくと3月で名鉄揖斐線がなくなるという状況下になる。今財政状況が豊かであれば、樽見鉄道にも支援できるし、名鉄揖斐線の代替輸送も行政課に持ち出してみても可能でしょう。でも、そんな状況じゃないだろうということが想像されたので、早期に財政計画を見直すべきだということで、私はあえてその文言まで入れて御提言させていただきました。

今回この話をされたときに、名鉄揖斐線に沿った形の代替案がいくだろうということは想像できます。もう一方、考えていただきたいのは、リバーサイド、リオから出ている大縄場線から岐阜市内に出ているバス路線もあるわけです。そういった中で、また名鉄揖斐線沿いに、過去に走っていた多分303号線沿いになるだろうと予想はしておりますが、そこに代替バスが路線が走っていくということが、決定ではないけれども想定された中で議論されていく中で、やはり私は大野町、北方町とも話をしながら、穂積駅着というものについては検討課題にするとして上げていただきたい。結果はどうであるかわからない。やはりそれは検討すべきものとして、十分必要であるだろうと思います。私は朝から晩までバスを出すということについてお願いしておるのではなくて、朝の通勤・通学にとって、本当に必要な時間帯だけでも考えられないのかということをお話しましたように、交通ラッシュが非常に著しい地域を通過していくわけですので、非常に困難な状況もあります。特に157を走ってバス停をどうするかという問題も大きく出てくるでしょう。そういった問題もあることは認識している中で、やはり素材に上げてほしい。執行部の中にしっかりそれを考えていただければありがたいと思いますが、その点について全く今の答弁と変わらないなら、それはそれで構いませんし、お考えが少しでも変わったのであれば答弁をいただきたいと思えます。

副議長（戸部 弘君）

健康福祉部長、答弁願います。

健康福祉部長（中村 節君）

ここで失礼いたします。

特別養護老人ホームにつきましては、やはりケアマネジャーを通じて行いたいと思っておりますが、もとす広域連合もございますので、そこを十分調整しながらやってまいりたいと。また、実際に申し込みされております高齢者の方についても、詳細に中身を調査しながら進めてまいりたいと思えます。

それから保育園の乳幼児の受け入れにつきましては、現在の真桑保育園の方では、現在満席でございます。弾正保育園につきましては、今後十五、六人の受け入れ態勢はございます。また、本巢保育園につきましても、現在の施設でいけば30人ほどの受け入れ態勢はございます。しかしながら、人を入れても、中の設備がそれだけ整ってございません。例えば、トイレにつきましても、今までつくりました施設については一つ、またはいろんな面で足りない方がございます。そういう点

の今後の課題も残ってございますし、乳幼児を受け入れたいとしても、先ほど高橋議員さんが言われましたとおり、人的の配置もございます。例えば1歳児ですと3人当たり1人の先生でございますし、2歳になれば6人当たり1人の先生でございます。そういう点もございますので、やはり施設と先生のタイアップが大変必要になってくると、そんな見解でございます。以上でございます。

副議長（戸部 弘君）

企画部長、答弁願います。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、高橋議員の再質問に対しまして御答弁させていただきます。

先ほど言われましたように、6月の議会でも言われたということで、財政計画の見直し関係、これについては現在もやっておるということでございます。

それと、このときには名鉄揖斐線の廃止関係についてははっきりしていなかったということで、これは急遽はっきりしてきたということでございますが、このルートにつきましての考え方を検討の課題としてできないかということでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、これからコミュニティバス等もやりますが、当然来年の4月1日には廃止ということになりますので、それに間に合うことはできないと思いますが、コミュニティバス等で東西等の交通につきましては、これから半年をかけまして実証実験ということで行っていきたいというように思っております。

このような結果も踏まえまして、その時点で御指摘のことにつきましては検討していきたいというふうに思っております。現時点では、先ほども言いましたように、路線の新設等の考え方についてはちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。以上です。

〔35番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

今の1点目の未満児保育、あるいはゼロ歳児保育については職員配置が一番問題になってきているなあと。ということは、定員数の問題については今おっしゃったとおりで、今後真桑保育園の位置づけと、それからこの入所状況からすると、未満児保育についての位置づけ、そのためのどういう計画を持っているかという問題については、非常に重要な要素を持っている。特に糸貫東幼稚園はゼロ歳児も受け入れをしておみえになります。内容としては、糸貫町長時代にこういうことをしたと。糸貫の子は糸貫の子が責任を持って育てると。これは本巣市になっても、本巣市の子は本巣市の子が責任を持って育てる。この哲学は多分変わらないだろうと。あえてこれは市長さんの答弁のところには書いていないんです。その哲学は変わらないだろうということで。変わっていたら大変なので聞かなかったということもあるんですが、そういう観点からいったときに、必ずしも入所希望者が希望する施設に入れられない部分もあるだろうと思う。でも、受け入れ態勢については、やは

りきちんと整えられる形での、来年度に向けて、考え方で進んでいただきたいということを、ここであえて申し上げておきます。

ということは、私は運動推進委員になって、出生状況、あるいは出生地域ということについて非常に興味を持っておりましたので、それはどういうことかということ、今生まれている子供たちが未満児でお願いしますといっても、来年度になってくるだろうということなんですね。そう考えたときに、今の出生状況、出生地域、あるいは建物が、いわゆる住宅がどういう形で増加をしつつあるのか、その地域はどのような状況にあるのか、そこへの転入者は全く未満児がいない、未満児保育を希望する人がいないと限らない状況の中で、逆に転出もあるでしょう。そういった中でやはり重要な1年先、2年先を考えた計画が必要だろうと思いますので、とりあえず来年に向けてこういった形でいかれるか、十分きょうのこの質疑を終えた上で、その決意だけは最後にお伺いしたいと思います。

それから大和園については、私は市長に見解をお伺いしたいと思います。やはりお互い構成自治体が持ち寄っての施設建設になります。それともう一つは、補助金を出した施設でもございますので、やっぱり入所判定にかかわってくる検討委員会を、何らかの形で補助金を出した施設には設けていただいて、優先順位のわかる形での検討する委員会を設ける動きはできないものだろうか、お伺いをできればありがたいと思います。

それから穂積駅の直行バスについては、あくまでも私は夢もありますので無理押しをするつもりはありません。ただ一言だけ言っておきます。名鉄揖斐線の存続を願う人の数も、あるいは樽見鉄道の存続を願う数も、市民の中に多くあるだろうということだけは、私の見解として認識をしているということだけは執行部に届けたいというふうに思いますので、最後の御答弁だけの確にいただければありがたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

将来のあるお子さんでございますので、やはり全体的なことを考えながら施設を整備してまいりたい、そんなつもりでございますし、やはり現在保育園、または幼稚園、幼児園とございますので、そこら辺の調整をしながら前向きに考えていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁願います。

市長（内藤正行君）

特別養護老人ホームに関する御質問でございますが、議員がおっしゃるように、この補助対象施設はほづみ園とさわら苑がありますが、これにつきましては、当初ほづみ園をつくるときに初めてのケースでございまして、補助金を出す限りは地域の人を優先してほしいということで、その条件の中に選定委員会を選定して行っていくということにしたわけでございまして、事実、選定委員会も開かれていたわけですが、その後どうも選定委員会がなし崩しになっておるといような状況のよう

でございます。これにつきましては、さわら苑もできましたし、もちろんこちらは大和園もでございます。大和園には75%ぐらいは本巢市の人が入所されているというような状況でございますし、それと今度七五三に新しい施設ができるという形になりまして、非常に施設の整備の点ではこの地域は潤ってきているということでございます。この七五三に施設をつくり出すときも、岐阜県域として100人以上待機者が出た場合に施設の許可がおりるということでありまして、県域としての枠をもらってつくることになったわけでございます。そうした意味で非常に多くなってきているということで、恐らく、先ほど部長が答弁しましたように、これで待機者も解消されるのではないかと考えているわけであります。

そういう形で、本当は家庭介護を中心にお願いしていかないかと思いますが、やむを得ん方もありますので施設介護ということでやっております。広域連合で介護保険を行っておりますが、年間30億円を要すると。介護にかかわっていらっしゃる方は1,700人でして、1人170万円ぐらいの経費を要しているんですが、その中で家庭看護と施設看護とを比較しますと、施設介護の方は数倍の経費がかかっておるわけですし、できるだけ家庭で介護していただくようにしないと行政もやっていけなくなるんじゃないかという心配もございます。

そうした中で施設の 신설の希望がありまして、このような形で行わせていただいているわけです。これも議会の皆様方の御理解のもとに整備が進んでいくわけですし、本当にありがたいと思っております。

今、議員がおっしゃった補助対象施設の入居者の選定につきましては、そのようなことをちらっと今回の質疑の中で聞きましたので、これにつきましてはどうなっているのかということを確認しながら適切な措置をとっていかないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

副議長（戸部 弘君）

続きまして、27番 上谷政明君の発言を許します。

27番（上谷政明君）

通告によりまして質問をさせていただきます。

新しい本巢市ができました。住んでよかった、そしてまたこれから本巢市に住みたいという思いを込めて、次の2点について質問をさせていただきます。

まず1点は人材の育成ということについてですが、もう1点は職員の窓口業務ということについて御質問させていただきます。

本巢市も合併をして7ヵ月ほどたっております。市政運営については、市長さん初め職員の方々たちは大変な努力をされていると思います。それに対して敬意を表したいと思います。

私たちが今住んでいる本巢市を取り巻く社会情勢は、長引く続く不況のために、市民初め、市、内外の会社、それに働いてみえる従業員の方に対しては、本当に倒産とか、リストラとか、賃金カットという名のもとにおいて、経営の見直しをされているのが今現状でございます。それに対して、従業員を含め、会社の経営者も大きな努力をされているということも見逃すわけにはいきません。しかし、どんなに大きな会社でも、小さな会社でも、会社を運営しているのは人であります。

その人、人材の育成ということについては、どうしても避けては通れない問題ではないかと思えます。特にいい人材を確保する、そしていい人材を育成していくということについては、会社の運命を左右すると言っても過言ではないと思えます。それと同じように、今現在、新しい本巢市ができました。その本巢市の中で、本巢市へ来て住んでみたい、私たち住んでいる者がああ住んでいてよかったと思えるような本巢市になるためには、よりよい人材の育成をお願いすることが一番早いことかなと思えます。新しい本巢市、繁栄のある本巢市にするため、将来について、どのような考えで人材を育成されていくのか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

せんだって、ある市民の方から職員の対応に対する苦情のお話を聞きました。その中でおっしゃっていることを一部御紹介をさせていただきますが、いつも始まる言葉は「今の若い者は」ということから始まりました。役場へ行くと、頼むと、上司に聞いてみないとわからん。そして、その中の仕事も言われたことしかしない。あいさつや返事も満足に返ってこない。そんなような苦情を聞きました。非常に冷たい、そんなようなことを申されました。

しかし、私はこうして1ヵ月に何回か市庁舎並びに分庁舎の方へお邪魔しておりますが、そんなことはないような気がします。しかし、たまに行きますと、やはり新しい人ばかりで親近感がないということもありまして、そんな思いをされる方もお見えになることは仕方がないことかなあと思っております。

国の方では今、若者の雇用対策に対して500億円の予算を組んで取り組んでおられておりますと聞いております。本市においても、これからの若い職員を初め職員の対応について、どのような考えでこの人材育成に取り組んでいかれるのか、お伺いをしたいと思います。

第2点の職員の窓口業務についてですが、今、窓口業務での対応が悪いということは、市民の口から非常に不満の声が多いです。なぜかと聞きますと、先ほども言いました、地域機関からいっぱい従業員の方が派遣されておりますので、今までの旧町村ですと、ほとんどの方が、お見えになる方は実はわかるわけです、担当の方も。そうしますと自然に声がかかっていって、「ああ、おばあちゃんきょうはどこですか」という声は実はかかる。ところが、今市庁舎、文庁舎の方へ行きますと、なかなかそういう声が届きません。そうしますと、市庁舎の窓口へ行かれますと、何かやはりおどおどされて、知らない人がいっぱい見えるので話すのもちょっとという方がお見えになって、なかなか窓口業務の方へ行かれてお願いするまでに不安を持たれる方が多いということを知っております。お話を聞いていればなるほどかなあと思えますが、市庁舎へ不安を持っていくのじゃなしに、お年寄りが行ってずっと用事ができるような対応がされるような窓口業務をお願いをしたいと思います。それについて何か市としてはどんなようなことを考えておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

以上2点について、とりあえず伺います。

副議長（戸部 弘君）

人材育成についてを、助役の答弁を求めます。

助役（高木 巧君）

それでは人材の育成につきまして、上谷議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思ます。

議員御指摘のとおり、昨今の経済構造、さらに競争の激化、こういったことにつきまして、民間の各企業さんにおかれましては、これまでの年功序列主義の運営から、業績・成果主義、こういったものを重視した人事面並びに賃金面における制度に転換をされてきておられます。このような流れにつきましては、当然のことながら行政サービスの質の向上、あるいは行政効率の向上を問われております地方公共団体におきましても、無関係ではないというふうに考えておるところでございます。

本市が求めております職員像といたしましては、住民の福祉の向上に取り組む熱意、それを立案する政策形成能力と、それを実行に移せる行動力、さらにそのスピードが特に必要であるというふうに考えておるところでございます。このような職員を一人でも多く育てまして、限られた人材を有効に活用するためには、職員のやる気、あるいは意欲を引き出す一方で、各職務の分野におきまますところの能力・適性を十分に把握した上で、適材適所に人員を配置することが大切であると考えておるところでございます。

このため、10月に実施をいたします勤務評定制の評定結果に応じました公正な処遇を行うとともに、また職員みずからの適性、仕事に対する希望、こういったものを人事に反映させる自己申告制度を導入いたしまして、職員及び職場を活性化するとともに、行政サービスの質の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、ただいま議員さんから職員の資質に疑問を呈する個々のお話ございましたが、市職員としてしてはいけないこと、また戒めなければならないことといたしまして、先ほど申し上げましたとおり、やはり行政はスピードが必要とされます。その意味では、まず仕事が遅いといったことがあってはならない。それから先ほどもございましたが、市民の皆様等々に冷たい印象を持たせてはいけないということ。それから、一般的に公務員に言われるところでございますが、非常にかたいとか、威張るとか、それからみずからの仕事に対して言いわけをするなどして逃げるとか、それから隠すとか、当然のことながら非常に厳しい自治体の財政運営でございますので、むだ遣いをしてはならない。要するに、遅い、冷たい、かたい、威張る、逃げる、隠す、むだ遣い、こういったことを戒めの言葉といたしまして、意識改革の基本として職員に徹底をさせていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思ます。

副議長（戸部 弘君）

次に職員の窓口業務について、総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、上谷議員の2点目の職員の窓口業務についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

2月1日の本巣市発足以来、職員が一丸となりまして住民サービスに取り組んでおるわけですが、えてして、合併によりまして、市民と職員がふなじみな点から先ほどのようなことがあるわけでございますけれども、その対応としまして、御承知のように各分庁舎の地域調整課、そこ

には旧職員が、出身者ばかりを配属をして配慮をしているわけですが、いろいろな点でふなじみということもありまして、職員もできる限り市民に対して対応については配慮をさせていただいておるところでございます。

一つの考えとしましては、窓口は役所の顔であるというように言われておりますので、職員の対応によって市役所の印象が決まるわけでございます。今後につきましては、来庁舎に対して、職員からできるだけ声かけをするというような指導をしてみたいと考えております。御理解をお願いしたいと思います。

また、こういう御質問や意見を私も聞いておりますので、この10月には全職員を対象としまして、市長からも命令がございまして、全職員を対象とした対応、接遇というような研修も計画をしております。どうか御理解いただきたいと思っております。

〔27番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

27番 上谷君。

27番（上谷政明君）

自席で失礼させていただきます。

ただいま助役さんから御答弁をいただきました。私も大変共感を得ております。やはり、行政サービスの資質の向上ということにつきましては、本巢市の将来に対して、住んでよかったとか、そういう話になりますと、やはり他町村からこちらへ入ってこられるということになりますと税収の増加にもつながるわけですので、その辺のことを考えますと、ぜひお願いをしたい。特に、先ほどおっしゃいましたやる気のある、意欲のある、意欲が出せる職員を育てると、そんなようなことをおっしゃっていましたので、その辺のことを期待をしましてよろしくお願いしたいと思います。7項目の意識改革の言葉も聞きました。やはりこういうお話を聞きますと、本巢市の将来は明るいのではないかなと思います。こんなことを含めまして、そのことについては努力をしていただきたいと思っております。答弁は結構です。

それから第2点目の職員の窓口業務についてでございますが、今おっしゃいましたように、窓口は市役所の顔とおっしゃいました。私はそのとおりだと思います。

今、本庁に入って、見えるか見えんかわかりませんが、じっと見ないとわからないところに一人の方が立たれて、暗い看板で「総合案内」と書いてあります。行きますと、2メートルぐらい接近しないと総合案内というプレートは見えないような気がします。今の行政サービスの一環として、一般の会社、銀行を含めて郵便局、病院もそうありますが、案内所というものを設置されて、そして来られた方に「どこへ行かれますか」「どうされましたか」と聞いて案内をされております。

ちょっとインターネットで見ました。そして、他市町村に行きますと、実は案内所はあります。その中で、私は美濃加茂の方へちょこちょこ行きますので、美濃加茂の案内所には本市と一緒に、分散して庁舎からちょっと離れたところに水道とかいろんなものがあります。そうしますと、総合

案内所へ行きますと、わら半紙で書いた印刷物で、こう行ってくださいよということを書いて、ずっと渡してくれます。これも住民サービスの親切ではないかなと思うわけです。お隣の岐阜市の方でございますが、細江市長さんの指針として、市民のための行政ということで、14年の11月1日から窓口案内をつくっておられます。市民にわかりやすい行政の推進の一環として、実はこの案内所を設けてあると、そういうふうに文書に書いてあります。インターネットをとりますと、こういうふうに写真でずっと出ております。その中の案内所には、市職員のOBの精通された方が、市役所へ行ってみますといろんな部がたくさんあって、どこへ行けばどの用事が済むかわからない方もお見えになります。そんなことについて、いろんな方の不安を取り除くために、この方たちが優しく丁寧にお話をされていると聞いております。

私はこの方にお話を聞いたことはありませんが、一遍聞いておこうかなあと考えておりますけれども、そんなことを含めまして、新しい市になりましたので、何とかわかりやすい案内所は将来においてできないものかなあというのが、きのうからの一般質問の中の御返答にもありますけれども、住民サービスの充実ということについて盛んにおっしゃっております。そのことから考えますと、こんなようなことも将来に向けて考えていただいたらどうかと思いますが、その辺のことについてどう考えておられるかお伺いしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

総務部長、答弁願います。

総務部長（溝口義弘君）

ただいま再質問ということで、岐阜市の例を挙げて質問がございました。確かに、岐阜市の方ににつきましては、窓口に行政のOBを張りつけて対応をしているということでございますけれども、やはりこれも行政の規模によります。本巢市にそれだけのものが本当に必要なのかということ、またこういうことを言うと怒られるかもわかりませんが、ある程度の費用対効果、そういうものも考えていかなければならないということを考えますと、先ほど私も御答弁申し上げましたように、職員ができる限り、今までできていたかどうかは問題があるかと思っておりますけれども、来庁された方に声をかけて、きょうは何ですかというような声かけ、そういうことを進めさせていただくということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔27番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

上谷君。

27番（上谷政明君）

今、行政の規模のことをおっしゃいました。大きい小さいは別として、本庁の案内所ぐらい、もうちょっときちっとわかるものにしていただければかなあと。これはいろんなことがあると思っておりますけれども、そしてなるべくもうちょっと親切に、来られた方が感じられるような、ひとつ市庁舎づくり、すなわち運営のことをお願いしておきます。

私も表を歩いていますと、職員の対応の明るいところ、親切なところ、そういうところはや

はり市役所に行っても気持ちがいいということはよく言われますし、私たちも感じます。住んでよかった、また住みたい、そういう本業市になるように、私たちを含めて努力はさせていただきますので、行政の方もひとつそういうことをしていただくと、やはり新しい人が入っていただいて、市では税金にもつながるかと思しますので、その辺のことを含めて再度お願いをしておきます。答弁は結構ですので、ひとつ窓口業務だけは明るい窓口にしていただくということを声を大にしてお願いをしておきますので、よろしくお願いします。では、これで質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（戸部 弘君）

ここで暫時休憩をいたします。

10時30分から再開をいたします。

午前10時10分 休憩

午前10時29分 再開

副議長（戸部 弘君）

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

48番 三島智恵子君の発言を許します。

48番（三島智恵子君）

議長の許可が出ましたので、三つの問題について質問をいたします。

第1点は、手続の簡素化についてでございます。

自治会、各種団体が助成を受けるとき、あるいは事業者が許可を受けるときなど、何度も書類を出さなければならない。書類の数も多い。ペーパーレスの時代と言われているのに何とかならないのか。また、職員も仕事がふえて大変だという声が出ております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。実情はどうなっておりますか。また、今後の市の対応をどう考えておられるか、お答えをいただきたいと思えます。

二つ目、災害時の連絡体制についてでございます。

今回はほかの議員、多くの方が防災問題を取り上げておられますが、私は特に小さい子供、老人だけの世帯について、どのような対応がとられたかを中心にお尋ねをしたいと思います。

強い台風や地震が続いております。警報が出た場合、市民の不安も大きく当局の迅速な対応が求められます。特に、保育園、幼稚園の子供を持っている家庭、小・中学生を持っている家庭、さらに老人だけの家庭への適切な対応は重要だと考えます。そこで第1点、最近の台風に関してどんな対応をとられましたか。また、今後どういうことが問題だと考えられておられるかをお尋ねをいたします。

3点目、樽見鉄道の今後についてお尋ねをいたします。

私は、旧真正町議員のときには、正直言いまして、樽見鉄道の必要性をそれほど痛切には感じておりませんでした。ですから、道の駅織部の里以南はバスに代替してもよいのではないかというよ

うな発言をしたことでもあります。しかし、今は市全体のことを考える立場にあります。そういう意味で見えますと、根尾、特に本巢の北地域の市民の樽見鉄道への要望は非常に強いということがよく理解できます。さらに、昨今、地球規模での環境問題が論議されておりますし、交通事故も市内で多数発生しております。そんな中で、専門家による経営診断が行われ、鉄道で運行してもバスで代替しても赤字は同じくらいだという結果が出ました。それならば、雪にも強く、環境にも優しく、安全な輸送機関である樽見鉄道を残すべきではないかと私は考えます。しかし、大変厳しい経営の中で、県の助成、あるいは市民の協力は欠かせない要件でございます。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、市民鉄道への転換計画はいつ決定をされるのか。県には11月末までに出さなければならぬというふうに聞いておりますので、時期についてお尋ねをいたします。

2番目には、その市民鉄道への転換計画の中身はどういうことを想定しておられますか。先般、NHKの「御近所の底力」という番組を見ておりました。たまたま路線電車を残すという番組でございましたが、日本の各地で今までの鉄道を残すために、行政と市民が一体になって取り組んでいる姿が報告をされております。そんな中身も含めて、内容についてお考えがあればお聞きしたいと思います。

3番目、樽見鉄道の沿線自治体の中では、本巢市が最も必要性が高いというふうに私は考えます。その本巢市が主体となることが樽見鉄道の存続にとっても重要だと考えておりますので、市長の決意のほどをお尋ねしたいと思います。

以上3点、回答をよろしくお願い申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

手続の簡素化について、総務部長の答弁を求めます。また、災害時の連絡体制について、担当ごとに総務部長、健康福祉部長、教育長の答弁を順次求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、三島議員の第1点目の御質問でございますけれども、手続の簡素化についてお答えをさせていただきます。

自治会、あるいは各種団体の補助金等の交付につきましては、本巢市補助金等交付規則に基づいた適正な事務手続を行うことによりまして、補助金の適正化、あるいは透明性の確保に努めているところでございます。この規則に基づく補助金の交付申請、あるいは交付決定、あるいは事業報告等の手続につきましては、補助金、あるいは交付金が市税あるいはその他の重要な財源で賄われていることから省略できないものということで、大切なものであるというふうに考えております。市となりまして、新しい交付規則で申請される方にとりましては、初めての申請書の様式、あるいは添付書類であります。必要最小限の書類及び項目であるというふうに考えております。どうか、この制度の趣旨を御理解いただきたいと思います。

また、補助金の対象事業につきましては、補助金交付要綱に掲げておりますが、同一の補助事業

者、特に自治会長さんが幾つもの補助事業の申請を行う場合がございます。そうしたときには、自治会長会議等で説明をし、今後できる限り申請時期を合わせて、それぞれまとめるということではなくて事業ごとに出していただく必要がございますので申請は変わりませんが、一度で済むような方法で進めてまいりたいというふうに考えております。

また、事業者のいろんな請負に係る届け出、あるいは許可の届け出がございますけれども、これにつきましても最低限の書類を添付していただくということにしておりますので、必要書類の項目であるというふうで御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、初めてでございますので、全般的な行政事務につきましては、行政改革大綱を今後定めまして、市民の皆さんの事務手続が煩雑にならないよう、一層簡単で効果的な行政運営に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

次に第2点目の、災害時の連絡体制ということでございます。

まず、最近の台風につきましての市の対応について報告をさせていただきます。

職員の初動マニュアルによりまして、8月30日から31日の台風16号及び9月7日の台風18号の警戒に当たっております。特に台風16号につきましては、大雨・洪水・暴風雨警報の発令によりまして、午後4時に警戒第1態勢に入ると同時に、本庁舎に災害警戒対策本部を設置しました。真正分庁舎、糸貫分庁舎及び根尾総合市庁舎においては、それぞれ現地災害警戒対策本部を設置し、35名で警戒に当たりました。その後、午後7時から根尾建設協会で2名、それから午後8時から北方警察署から13名が根尾総合庁舎で待機しておったということでございます。それから、8時15分には各消防団への待機要請をし、45名がそれぞれ各庁舎において待機をいたしました。8月31日午前3時に根尾川山口の警戒水位を越えましたため、本巢、真正、糸貫消防団に対し、パトロールの要請を行いました。さらには、午前3時40分出動警戒水位を越えましたので、同消防団に警戒強化要請をいたしております。その後、水位低下とともに、各消防団を解散し、各庁舎に対して管内の情報収集の指示をいたしております。午前9時20分警報の解除とともに、警戒対策本部を解散いたしたということでございます。

次に台風18号につきましては、暴風警報の発令により、午前11時20分、18人の警戒第1態勢に入りました。午後10時38分、警戒解除まで警戒に当たっております。

以上のとおり、冒頭に申し上げましたように、職員の初動マニュアルに従いまして、状況に応じ必要な態勢をとっております。

次に、今後の問題点の対応についてということでございますけれども、災害上の今後の問題は、地震、台風等災害時における市民への情報伝達、迅速かつ的確な対応ができるかどうか、あるいは自主防災組織が対応できるかという点だと考えます。過日実施しました総合防災訓練を今後も重ねるとともに、自主防災組織の育成及び本巢市地域防災計画行動マニュアルによる対応の徹底により、市民が安心できる防災体制の確立をしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

副議長（戸部 弘君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

三島議員の、災害時の連絡体制についての御質問にお答えを申し上げます。

一般市民や老人世帯及びその身内、また地域の皆さん方が、テレビ、ラジオ等の気象情報において、本巢市の状況には十分注意していただきますよう対応をお願いしたいと思います。特に保育園の警報発令時の対応につきましては、入園式の際にマニュアルを皆さん方に配付してございます。また、8月におきましても、マニュアルを保護者の皆さん方に配付してございます。それによって対応をしております。

前回の台風16号では、大雨・洪水・暴風雨警報が、先ほど溝口部長から話ございましたが、30日の15時35分に発令され、翌朝の4時13分に大雨・洪水警報に発令が変わり、8時10分には大雨警報が解除され洪水警報のみとなりまして、午前9時20分に解除となりました。洪水警報によりまして、保育園についてはどういう対応をしたらいいかということでございますが、とりあえず職員が、根尾川、その他用排水路の確認をいたしまして、特に危険がないと判断し、大雨・洪水警報前に、8時30分に園児の受け入れを決定いたしました。それから保育の実施を行いました。大雨・洪水警報が解除されるまで、自宅待機をお願いをいたしました。午前7時30分から午前8時30分まで、約1時間ほどでございますが、自宅待機ということで皆さん方をお願いし、それ以降保育園を実施いたしました。大変、保護者の方に御迷惑をおかけしたと思っております。

二つ目の、今後の問題点をどうとらえておられるかでございますが、今回の経験を教訓に、警報の種類により判断が難しい部分等問題を整理しながら、学校等の警報発令時の対応も参考にしながら再検討し、適正な対応ができるよう、現場を預かる園長等と調整を図ってまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

副議長（戸部 弘君）

教育長、答弁願います。

教育長（高橋茂徳君）

三島議員の御質問にお答えします。一つ目の、最近の台風に関してどんな対応をされたかという質問の、教育委員会の管轄のことについてお答えをします。

教育委員会では、5月19日に幼稚園、幼児園、小・中学校に暴風警報等の発令時における処置についてという通知文を出しております。今月7日、台風18号が接近したときには、岐阜气象台がいつごろ暴風警報を発令する状況にあるかをすべての園や学校に伝えました。その上で、通知に即して、幼児・児童・生徒に対して安全な手配をし、速やかに帰宅できるような態勢をとるよう指導をしました。また、気象情報や通学路の安全などを考慮した上で、園長、校長の判断で休業などの措置をとることができるようにして、迅速な対応ができるようにしております。

具体的な安全に対する手配としては、下校前に、各家庭に電話で連絡をとり、連絡のとれなかった児童・幼児には、保護者の迎えがあるまで学校で待機させました。下校する児童には教職員が同行して、帰宅まで見届けをしました。また、下校後、安全に帰宅できていたかどうかの確認や、通

学路の点検などをして台風の接近に備えました。

市内の園、小・中学校では、日ごろから防災に関する計画を綿密に立て、教職員へ周知徹底を図っております。そして、機会を見つけて防災に関する意識啓発を行い、防災教育も行っております。また、従来のような校内での避難だけではなく、消防署やPTAと協力をして、災害時の訓練なども実施しておりますことをつけ加えておきます。

二つ目の、今後の問題点をどうとらえておられるかという質問にお答えをします。

園、学校が通常通り行われているときに、警報等によって途中休業することになった場合には、保護者への連絡を確実に行うことが肝要です。ところが、現在の連絡方法では電話による連絡のため、保護者全員に連絡が行き渡るまでに時間がかかります。すべての幼児・児童・生徒の保護者へ短時間に連絡する方法を検討していかなければならないと考えております。具体的には、これまでの緊急連絡網などネットワークを工夫して、短時間に保護者に連絡できるようにしたいと考えております。また、登下校時の安全確保をするということも重要な問題ととらえております。さらに、気象情報を的確に収集し、警報等の発令や危険が予想される場合には、速やかに、安全に対応できる体制を考えていきたいと思っております。

副議長（戸部 弘君）

次に、樽見鉄道の今後について、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

三島議員の、樽見鉄道の今後についてという御質問に対しましてお答えをいたします。

樽見鉄道の状況につきましては行政報告でも御説明いたしましたが、現在、経営コンサルタントによります経営診断結果報告の内容を受けまして、樽見鉄道自社による経営改善計画案が樽見鉄道連絡協議会に提出をされました。この協議会で受けました報告を、幹事会において内容の検討をしているところでございます。鉄道要員とか客車、機関車等の削減とか、鉄道施設の修繕計画につきまして、経営コンサルタントが出しました報告書と考え方に大きな相違点がありますので、2度にわたりまして、樽見鉄道に対しまして計画の見直しを要請しているところでございます。

議員御質問の市民鉄道への転換計画の策定時期につきましてでございますが、この改善計画につきましては樽見鉄道連絡協議会等で協議しまして、沿線市町村の合意を得た上で進めていかなければいけない問題でございます。県のこの申請の時期が、御質問のように11月末ということになっておりますので、それに合わせて市民鉄道の協議会を立ち上げるようにしていかなきゃいかんわけでございます。当然それまでに樽見鉄道としての見通しを立てていきたいと思っております、10月上旬をめどに、まずは計画の見通しを立ててまいりたいと思っております次第でございます。

また、転換計画についての内容という御質問でございますが、これは市民鉄道としての鉄道事業者、市民の方々、あるいは沿線市町村のそれぞれの役割と取り組みとか増収対策はどうか、修繕計画、経費削減計画、そうしたものにつきまして、内容としてまいるわけでございます。当然、鉄道事業者の自助努力の方策が主な内容ということになってまいるわけでございます。今後、樽見鉄道の起点であります大垣市、さらに終点となります本市が大きな役割を担っておりますので、相互に

連絡をとりながら、沿線各市町村に、十分御理解をいただきまして、存続に向けてそういう努力を  
してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の格別の御理解を賜りたいと思う次第でござ  
います。

〔48番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

自席から再質問をさせていただきます。

まず1番の手續の簡素化の問題ですが、旧真正地域の自治会長さん何人かから、何度も役所へ書  
類を出しに行かなければならなくなったので、勤めてははとてじゃないけど自治会長はできな  
いと、何とかしてくれという声を一人や二人ではなくて、たくさんの方から聞いております、現実  
に。ですから、先ほど総務部長がお答えいただきましたように、申請決定事業報告というのをもう  
少し簡素化できないか。例えば申請をすれば、電話で決定の連絡をすとかということではできな  
いのかということもお尋ねをしたいと思ひますし、先ほど後段にお答えをいただきましたように、い  
ろいろな補助事業を受ける場合に、たくさんありますね。例えば防災マイクを買いたい、溝掃除を  
やりたい、公民館の改修をしたいと、一々役所へ申請、決定、事業報告ですか、行かないかんとい  
うことになりますと大変なので、そこらあたりを何とか簡素化できないか。例えば、各自治会とも  
年度当初に年間計画を立てます。その中に、こういうこともこういうこともこういうこともやりた  
いというものが出ます。それを、例えば4月か5月に全部申請だけしておくという形にできないか  
ということを考えておりますが、いかがなものでしょうか。その点について、もう一度お尋ねをい  
たします。

さらに事業者のことをちょっと申し上げましたが、特に小さい業者の方、水道とか下水の設備な  
んかを工事をやられる業者の方は従業員もそんなにたくさんおりません。事務所職員専用という人  
もいない中で、例えば下水の排水設備でしたら、指定店の許可を受けるために書類が4枚、その他  
工事を請けるために7枚、水道関係についても指定店の許可を受けるために5枚、それからその他  
工事を請ける場合に6枚という、大変多くの書類を出さなければなりませんし、また変更があれば、  
その都度行かなければならないということになっているようでございますが、これも二つ一緒  
にすとかという形で簡素化できないかということと合わせて、書類ではなくて何かほかの方法で  
受け付けるという方法が考えられないか、2点についてお尋ねをしたいと思ひます。

二つ目の、災害時の連絡体制についてでございますが、最近の台風についての対応、大変御苦労  
さまでございました。いろいろな過程がある中で、連絡がなかなか行き届かないということも聞い  
ておりますが、それは今教育長、福祉部長から御答弁いただいたように、細かい手配りがしてい  
ただいたということで、大変ありがたいと思っております。そこで、台風だけではなくて、最近地震  
も頻繁に起こっておりますので、地震が起きた場合は予測ができませんので、現実はどういう対応  
をされたのか、今お答えをいただいた方々にもう一度地震についての対応だけお尋ねをしたいと思

います。

3番目の樽見鉄道の問題でございますが、先ほど高橋秀和議員もおっしゃったように、樽見鉄道、あるいは名鉄も含めてですが、存続を願う市民はたくさんおられるとおっしゃいました。私もそのように考えております。どうしても残すためには、県の助成が大変大事だと思います。なるべく早く、県に市民鉄道への転換計画を出すべきだと思いますが、今、市長は、10月上旬をめどにおっしゃいましたが、もう少し早くそれが進められないか。あるいは、もうちょっと具体的なものまで詰めて進められないか、お尋ねをしたいと考えます。さらに先ほどもちょっと申し上げましたが、確かに、始点は大垣市でございますし、終点は本巣市でございますが、市民が要するという点からは、本巣市の方が必要性が高いのではないかと思います。高校生もたくさん向こうの方へ行っております。また、その次は、私は大垣市だと思っております。高校生がたくさんこちらへ乗ってきております。そういう中で、大垣市長と連絡をとっていただければ、早急に連絡をとっていただいて、早くめどをつけていただいて計画書をつくってもらいたいと思うんですが、その点についてもう一度市長の見解をお尋ねいたします。

副議長（戸部 弘君）

総務部長、答弁願います。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、申請の書類の書類について御答弁を申し上げたいと思います。

今回、私どもも初めて自治会長会に投書を出させていただきました。そうした中で、いろんな補助金の申請の御説明をしました。そうしたら、これは本巣地域でございましたけれども、今はペーパーレスの時代じゃないかと、何でも出させるんだと、こういうお話も聞いておりますが、やはり私どもとしては、やはりこれから情報公開の時代です。そうした中で、市民の血税をそういうところに充てているという中で、従来は、町村によっては交付金とかという形で、もう何も出さなくても交付しますよという手続が省かれていたものが、今回補助金の申請をして、補助金として出すという部分もございます。そうしたときに申請書を出す、あるいは交付決定は私の方からお送りをしますが、後で実績を報告を出さなきゃならない。今までは、そういうものは一切なかった。申請もしない。ちゃんと役場の方から金くれたぞと。そして、実績報告もしなくてもよかったということですけども、やはり補助金を交付するということになりますと、必要最低限の書類としてお願いをしております。ただ、この手続ですけども、先ほども少し申し上げたんですが、できる限り時期を合わせて、重ねられるものは重ねて考えてまいりたい、そういうふうに思いますし、またこれから行政改革大綱をつくるわけですけども、そんな中で、要するに兼ねられる実績報告、例えば今までは事業ごとに実績報告をつけてくださいと言っていましたが、それぞれの自治会の決算、そういうものにその内容がきちんと明記がされておれば、そういうものを一つ出していただければそれでいいとかというように、前向きに改善してまいりたいというふうに考えております。

それから次に、2点目の業者のいろんな手続ですね。要するに、給排工事の指定店の手続とか、そういうものにつきましては私の方では取り扱っておりませんが、当然にして、この指定を受ける

に当たっての必要な書類だけをお願いしているというふうに私は思います。ただ、そうした家族でやってみるとか、そういう業者さんにつきましては、そういう書類を作成ということが本当におっくうというか、慣れてみえないということで、何度も何度も足を運ばなきゃならんという部分があります。その分については、今後、やはり担当課の職員がきちんと指導をして、こういうものをつけてくださいと、指導によってそういうものも回避できるのではないかなというふうに思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから次に、地震の関係でございますけれども、今まで起きておりました地震につきましては震度3というようなことで、この議会でもいろいろ今回防災の関係で御質問をいただいております。そんな中で、職員の初動マニュアルと、こういう赤い本があるんですけれども、これによって対応ということで、前にも申し上げましたが、震度4で総務部の職員が全員、それから建設部の職員が全員、それからあと部課長が出てくると。それから震度5弱になりますと、自動的に全職員が自動参集するという、マニュアルに基づいて行っていくということでございますので、今回は、最近起きている地震については何ら私の方は対応をしておりません。以上です。

副議長（戸部 弘君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

地震に対する対応についてでございますが、登園する前に地震があった場合につきましては自宅待機、それが原則でございます。登園後の地震につきましては、やはり保育士がついてございますので、保育士の指導のもとに園児を動かす方向になってございます。それから、その後余震があるような結果になるような県からの広報等がございました場合には、やはり保護者に連絡をいたしましてお迎えに来てもらうような対応をしております。以上でございます。

副議長（戸部 弘君）

次、教育長、答弁願います。

教育長（高橋茂徳君）

三島議員の再質問、地震の対応についてお答えをさせていただきます。

二つのことが考えられるかと思えます。

その一つ、事前に地震情報をキャッチできた場合、例えば今言われております東海地震等については、注意情報が発生された段階で、保護者に迎えに来ていただき帰宅をさせます。保護者への連絡がとれないような場合には、学校に待機させ、安全な場所に誘導するようにします。もう一つ、先日の地震のように突然発生した場合には、まず安全な場所に避難・誘導をします。例えば机の下に潜ったり、運動場に出たり、あるいは火災等のことも考えて、ハンカチで口を覆ったりして避難・誘導をするようにします。ただ、今申し上げましたのはあくまでもマニュアルでございまして、その時々状況に応じて、児童・園児・生徒等の安全を最優先にして、園長、学校長の指示、指導のもとに対応することになるかと思えます。

今後も台風や地震や、あるいは火災等のことを考えつつ、防災訓練、あるいは避難訓練を意図的

に、計画的に行っていききたいというふうに考えております。先般の第1回目の本巣市避難訓練の折に市長が申しましたように、備えあれば憂いなしです。子供の安全を第一に考えまして、指導の徹底を図っていききたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁願います。

市長（内藤正行君）

市民鉄道に対する県の補助金 8,000万円予算化しておりまして、大変、県も厳しい財政状況の中でこうした予算をつけていただいたわけですが、その裏には、昨年8月、私ども樽見鉄道沿線市町村長、さらに会社も行きましたが、知事部局の担当局へ行きまして、強く実情を話しながら要望をしました。また同時に、県議会議長さんのところにも出向きまして、お願いをしてまいりました。その結果、この予算がついたんじゃないかと思っております。と申しますのは、私どもは8月ですが、10月になりまして、明知鉄道と長良川鉄道の両関係者が要望に行かれまして、それも新聞に出たわけですが、既に9月には、県議会におきましても三セク鉄道支援沿線議員連盟というのをつくっていただきました。これも私どもの要望のおかげではないかと思っているわけですが、そういう動きから見まして、この8,000万円の予算化につきまして、井戸を掘ったのは私ども樽見鉄道の関係者というふうに思っていますし、県の局長もそうおっしゃっていただいているところでありまして、私どもは樽見鉄道の将来方向を定めて、申請すれば必ず予算はつけてくれると思っております。先ほど申しましたような一念でまとめてまいりたいと思っている次第であります。

〔48番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

最後に、もう一回ずつお尋ねしたいと思います。

まず手続の簡素化については、ぜひ総務部長がおっしゃったように、なるべく簡素化できるものはして、自治会、その他の皆さん、中心になってやられる方々の負担を軽くするような方法を研究をしていただきたいというふうに思います。さらに、利用者に対しては、先ほどもほかの議員さんからおっしゃいましたが、窓口でやはり冷たい対応をされるとなかなか聞きにくいということもあるそうでございますので、そういうことのないようによろしくお願いをいたします。

2番目の防災の問題でございますが、今、各担当の方から詳しく説明していただきました。そこで最後に、市全体の防災の問題についてお尋ねをいたします。

これは、岐阜地方振興局が平成12年に調査をした結果でございます。防災体制の評価と強化プランというのがございます。これを見ますと、旧本巣町が総合でA、糸貫町が総合でA、真正町と根尾村は総合でCになっております。Cということは、なかなかまだまだ体制が不十分だというふうに考えます。そこで、これは平成12年ですので、その後強化をされたと思えますけれども、災害対策本部の体制、あるいは情報広報活動、緊急輸送の活動、自主防災組織の育成、あるいは避難活

動、医療・救護活動、物資確保対策、救援活動などの項目がございますが、こういう問題についていざというときの対応を、例えば物資の確保でしたら各担当者、建設、あるいはスーパー等と、実際に契約がされているのかどうか。医療救援活動については、お医者さん、医療機関との連携が既にもうできているのかどうか、あるいは避難場所についての周知徹底が各自治会まで行き渡っているのかどうかというようなことが市全体として整備されたかどうか、今の現状についてお尋ねをいたします。

三つ目の樽見鉄道の問題ですが、今市長から御答弁をいただいたように、県も大変厳しい財政の中で援助をしてくれませんが、樽見鉄道としまして、本巣市としまして、厳しい経営状況の中で少しでも助成をいただき、あるいは赤字を減らし、市民の皆さんに協力をしていただかなければやっていけないというのが実情だと思います。そういう意味で、早く計画をつくっていただくということは、市民の皆様にも鉄道の問題を理解していただくことにつながると思いますので、時期的にはもう少し早くしていただきたいということを要望したいと思います。

先ほどちょっと申し上げましたが、NHKのテレビを見ておりますと、鉄道を守ったところでは、例えばまくら木を市民の皆さんに買っていただくとか、あるいは切符、回数券を買っていただくとか、団体に買っていただくとか、さらには福井県の越前鉄道ですか、下のレールは県に全面的に支援をしていただいて、運営だけを沿線市町村でやっているというようなこともありましたし、樽見鉄道でできるかどうかわかりませんが、買い物に行くために自転車を列車の中に積み込めるような対策をしたという鉄道も報告をされておりました。この樽見鉄道でどのようなことができるか、具体的に早く検討に入っていただきたいと思いますので、もう一度だけ市長の考えをお聞きして終わりたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

総務部長、答弁願います。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、三島議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

先ほど岐阜地域振興局が、単独でそれぞれの市町村の防災体制の評価と強化プランについてという調査をされました。その結果に基づいて、御質問があったわけでございます。そうした中で、特に糸貫町はAということでございました。先ほど議員さんも申されました8項目にわたって評価があったわけですが、糸貫の場合、一つだけBがありました。それは何かといいますと、災害対策本部、これが庁舎が非常に耐震性が悪いということでBだということで、あとはオールAをいただきました。それから本巣町、ここにつきましては、自主防災組織等というところがCでございます。これは組織ができていなかったということでございます。それからあと真正町、それから根尾村、ここにつきましては、どちらかという平均点を下回っていたということでC、あるいはBであったということでございますが、今、市の方でいろいろ防災マニュアル、そういうものも作り、あるいは情報伝達の確保、それから医療機関等の、まだ協定は今後結ぶ予定ですが、防災計画も作りながらのことですが、そんな中で今後進めていくということを考えますと、もう自

主防災組織につきましては、今、各旧の町村で、特に糸貫は全部できているわけですがけれども、本巢ももう数カ所と、それから真正もつくっていただいてもう数カ所と、根尾につきましてもつくっていただいているということで、総合的に判断すれば、Aまではちょっと難しいかもわかりませんが、Bの上と、AとBの間ぐらいというふうには私は思っておりますが、もうこの防災計画ができれば、当然Aになるというふうに考えております。また、いろんなインフラとか関係で、建設業組合とも協定を結んでおりますし、それからほかとの物資の供給につきましても、大型店との供給の協定を結んでおりますから、そういう点を考えれば、いろんな面で評価的には申し上げたようなAとBの間ぐらいのところではいけるんじゃないかというふうに思っています。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁願います。

市長（内藤正行君）

樽見鉄道の御質問に対してお答えいたします。

樽見鉄道は御存じのように沿線5市町村で成り立っておりますので、当然この5市町村の合意が必要でございます。先ほど申しましたように、見通しを今立てているわけございまして、その見通しを持って市民鉄道の協議会の設立にかかっていると、こういう手順で進めているわけでございます。そういう意味で、10月上旬までに見通しを立てていきたいと思っているわけです。見通しが立てれば、あとは市民鉄道計画を構築していただくだけでございます。これについては、既に事務的にはいろいろ整備を進めているわけですので、要は市民の方々も入っていただく協議を進めていくことになるわけです。ポイントは、沿線5市町村が一致してこの樽見鉄道の存続の見通しを共通的に持つということが基本でございますので、その点に力点を置いてまいりたいと思っている次第でございます。

副議長（戸部 弘君）

続きまして、6番 道下和茂君の発言を許します。

6番（道下和茂君）

ただいま議長のお許しを賜りましたので、通告によりまして質問をさせていただきます。

保育園の通園バスが運行されていない市域においては、自主運行バスを利用しております。本巢市保育園通園バス運行規則第4条に規定をされている利用料とでは、通園に要する交通費の保護者負担について、市内で均衡がとれていないのではないかと考えられます。児童福祉事業、また子育て支援施策の一環ととらえるときに、通園に要する費用の均衡を図るべきではないかと考え、質問をさせていただきます。

10月1日から運行されるコミュニティーバスは、未就学児は無料になっております。例えて申しますと、根尾地域で運行されております本巢市自主運行バスは、4歳以上、小学校就学前の幼児は、料金を納付する者が同伴している場合のみが無料であります。現在根尾地域では保育園通園バスを運行してはおりません。自主運行バスを利用して通園をいたしております。4歳以上児の自主運行バスを利用する通園には市の助成制度がありますが、保護者は利用料金の2分の1を負担し

ております。このことは合併協議事項で調整をされたことなのか。根尾地域では通園バスがある市立の保育園はなく、通園バスのない私立の保育所が1施設あるだけであります。通園に選択肢の困難な地域であるのも現実でございます。市の保育園通園バスは1ヵ月500円の協力金で運行されておるわけございまして、通園バスのある市域とない市域を比較しますと、保護者負担に格差が生じておるわけでございます。根尾地域で通園に自主運行バスを利用する幼児が15年度実績で29人おります。これをもとに試算をしてみますと、29人の定期代総額は年間66万1,000円、このうちの2分の1を市が補助をされております。保護者1人当たりの平均負担額は年間1万1,400円になり、1ヵ月では950円となります。1人当たりの平均1ヵ月通園バスのある地域との差額は450円多く保護者負担がかかります。また、これは平均値でありますので、運賃区間別に負担差額を試算してみますと、最低運賃区間では1ヵ月の定期を利用したもので250円、3ヵ月定期利用者ですと525円、また最高運賃区間では1ヵ月定期利用者で2,062円、3ヵ月定期利用者ですと5,418円の保護者負担差額となっております。このように運賃区間別に見ますと金額には開きがありますものの、すべての区間において負担額格差を生じておるわけでございます。保護者負担の軽減を図ることが必要であり、市域の均衡の観点から、また児童福祉事業や子供を育てやすい環境づくりの施策としましても再考の必要があると考えますが、健康福祉部長のお考えをお聞きいたします。

副議長（戸部 弘君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

通園に要する交通費の保護者負担の均衡についての御質問にお答えを申し上げます。

本業市内の保育園のバスによる通園状況につきましては、本業保育園が総園児数129名中44名、本業西保育園が37名中6名、神海保育園が23名中20名、真桑保育園が166名中82名、弾正保育園が93名中18名となっております。

議員御質問の精華保育園につきましては、35名中29名がバスを利用して通園をしております。市立保育園につきましては、交通安全協力費ということで、月額500円の協力金をいただいております。精華保育園の保護者負担金につきましては、2分の1を市が持つということで、合併協議調整法書の中に掲載をしております。そんなことで、高額負担のところでは月2,250円、この地区は能郷より通園しておる児童でございます。低額負担のところでは月675円、樽見の方から通園しておる児童でございますが、平均いたしますと月882円の負担額となっております。御指摘のとおり、保護者負担額に格差がございます。月額500円等お引きしますと882円でございます。そういう点につきましては、今後十分検討し、子供を育てやすい環境づくり、子育て支援等を考えてまいりたいので御理解を願いたいと思います。

〔6番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

6番 道下君。

6番（道下和茂君）

議席でお願いをいたします。

ただいま健康福祉部長より御答弁を賜りましたが、今後検討をされていくというのは今後検討されるであろうが、この格差があるということでこれは早急にやっていただきたい。例えばこの部分について市が予算を組むときに、例えば私が先ほど申しました66万 1,000円の2分の1を予算化するに当たり、多少多目の金額を予算化しておるのではないかと考えております。なぜそんなことを申しますかという、今年間29人の定期代総額が66万 1,000円、そのうちの市の500円の通園バスの負担金との差額を出してみますと、多分あと17万かそこらの金額になるのではないかと考えておりますので、そういうことを前向きにひとつ検討を願いたいということで、できれば今年度の部分についても何とかそのような方法で行ってほしいなと考えております。

たまたま合併協で協議されたと言いますが、きのうの市長の答弁を聞いておりますと、保育園につきましてはそれぞれの町村で一定ではなかったもので、新市になってから検討するというのを、私の聞き間違いでなかったらそのような答弁をされたと思うんですけど、根尾地域で物理的に、じゃあほかの保育園へ通園できるかということは非常に困難な問題であります。そういう観点から考えますと、私立であっても一律の考え方を持っていただきたいと思うわけでございます。なぜなら、子供は同じような市域であるなら同じような環境で子育てを行う、またそのような環境をつくってあげるのが私たちの務めだと思うわけでございます。年々過疎化になっていきまして、根尾の保育園そのものが今後成り立っていくかどうかという疑問もあります。私立であるがためにいろんな制約も、補助金は確かにいただいておりますけど、やはり補助金でございますので、私立が、例えば便所の改修とか、いろんな園児に通園しやすいような環境をつくるには、そのようなことを行おうと思えますと自己資金も当然必要になってくるわけでございますので、庁内に保育の一元化とか、また昨日も申されましたが委員会を設置して検討をしていくということでございますので、そういう特殊な地域ということも今後考慮に入れていただきまして、私立でありますけど市立のような保育園として進んでいっていただきたいと考えておりますので、そのようなことにつきまして、市長にどうお考えを持ってみえますか、お聞きしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁。

市長（内藤正行君）

道下議員のただいまの保育園に対する御質問でございますが、先ほども出ましたけれども、合併協議の折に出ましたのは私立の保育園・幼稚園もあるということで、当面は新市で考えていくことになったということで、そういったことも踏まえまして、幼保の一元化やってるところもありますし、保育園・幼稚園でやってるところもありますので、まず担当する職員が十分理解するために研究会をつくって、今度どうすべきかを検討していくようにということで研究会を立ち上げた、このように申したわけでございます。

ただいまの通園バスの負担につきましては、御指摘のような差があるわけでございます。既に補助も出しておられますし、保育料なんか旧根尾村のときには村で徴収されておったというような

こともありまして、実質的に村でやるべき保育というものを民間に委託して行われたような形のものではないかなというふうにも判断もできるわけで、純然たる私立の幼稚園とちょっと違った意味があるなど、このようにも思っておりますが、これにつきましては、即、今おっしゃったような形で実施できないかということでございますが、この通園バスだけ取り上げてみましても、私どもとしてはもう少し十分考えていかなきゃいかん点がありますので、少し時間をいただきたいと思っておる次第でございますので、よろしくをお願いします。

〔 6 番議員挙手 〕

副議長（戸部 弘君）

6 番 道下君。

6 番（道下和茂君）

そういうことで結構でございますので、よろしくをお願いします。

副議長（戸部 弘君）

続きまして、9 番 浅野英彦君の発言を許します。

9 番（浅野英彦君）

9 番 浅野です。議長の許可を得ましたので二つほど質問をさせていただきます。

根尾川左岸堤防についてという題でございますが、川村さん、それからもう一方、若原さんがいろいろ今年の異常気象の中で、防災関係の話からこの左岸の話をして御返事をいただいたんで、私もお聞きはしておりますが、総務部長の言われた県・国の範囲という部分のお聞きしたんですが、そんなような話ではいけない部分があるのではないかと。本当に根尾川の増水時を見ると我々不安で仕方ないと思っておるんですが、そんな中、私が質問させていただきたいのは、そういう点の堤防の補強という部分と一緒に、決壊のおそれもある、特に山口頭首工付近は非常に狭いし、堤防の厚さも薄いような気がしますんで、この部分から、特に上高屋の付近までが堤防道路ですので、どうしても狭くて2車線が通過できないような状況でございますんで、ここの部分を整備していただいてある程度いい道にさせていただくような要望ができないかということと、今後こうやって合併しまして、うちも4ヵ町村が一緒になりまして本巢市、隣では瑞穂市、それからこの根尾川から揖斐川に向けての左岸は、あと関係町村も本当に小さくなりまして、市町の数減ったということで、今後国・県に対してこの堤防道路を完全なる2車線化を要望していくような話を持っていけないかどうかという点を1点お聞きしたいと思います。

それからもう一つは、皆さんのお手元に「中山間地の直接支払い制度とは」という資料をお出しさせていただいたんですが、この資料に基づいてこういう制度があった地域というのは、旧の本巢町と根尾村でしかございませんけれども、今4ヵ町村一緒になっておみえになるので議員の半数は御存じなかったような制度だと思えます。そんな点で出させていただいたんですが、これは平成12年度から16年度までの5ヵ年という格好で国の方から計画された直接の支払い制度です。その対象の用地としては根尾地域に10.9ヘクタールほど、それから本巢トンネルから以北でしかございませんけれども61.9ヘクタール、私の調べたところではその広さでございますけれども、今年度初めに

財務省からこの制度は打ち切ったらというような話も出ましたが、また農水省の方からやはりこの制度は設けていくべきだという意味で、何とか予算づけはしていただけるような現況ではございますが、我々のこの地域、本当に実際この制度のおかげで、農地の放棄地が非常に減っているという部分と、それから地域の協定をつくりますので、皆さんで農地を保全するような状況下は、この5年間ですばらしい体制ができておる制度でございますので、何とか今後もこの制度の存続を願いながら、今後のあり方がどういうふうになっていくかという点を質問させていただきます。

以上2点ですけれども、よろしく申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

根尾川左岸の堤防について、中山間地域直接支払い制度について、産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは第1点目の、根尾川左岸堤防についての浅野議員の御質問にお答えします。

なお、先日若原議員、川村議員の根尾川左岸堤防についての御質問に対しまして総務部長の方から答弁がございました。この内容と重複することもあると思いますが、答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

御質問については、国土交通省の木曾川上流河川事務所根尾川出張所に堤防補強等について問い合わせをいたしました。左岸堤防は、国土交通省により現在の築堤及び護岸工事で改良済みとなっている旨の回答をいただいております。市といたしましては、議員の御指摘にもございましたように、増水後のパトロールにより災害場所の発見、また河床状況の変化等、国への情報として取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いをいたします。

また、堤防道路の2車線化についてでございますけれども、市では根尾川堤防道路を国土交通省より河川占用を受け、既に市道として認定、管理をしているところでございます。今までに岐阜建設事務所を含めた郡内建設研究会で、県道の再編成を含めて堤防道路の2車線化と県道昇格を考えてまいりました。そういった経緯もございまして、今後、瑞穂市とも相談しつつ検討をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、中山間地域直接支払い制度についての御質問にお答えをいたします。

中山間地域等直接支払い事業につきましては、御質問のとおり平成12年度から5年間の事業として今年度で終わる制度でございます。中山間地域の農地の多くは傾斜が強く、水田においては段差により畦畔が多くなり、農作業の作業効率が低下します。農業生産条件が平たん地と比べて不利であり、これを補正する制度であります。国・県で4分の3、市が4分の1を負担し、10アール当たり8,000円を農地等の管理に係る集落協定を結んだ集団に交付するものであります。この4年間の各集団における取り組みの結果、この制度による耕作放棄防止効果が極めて大きいと評価しております。財務省の財政制度審議会の廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきとの建議があった中で、農水省は制度の継続が必要と最終判断し、来年度予算概算要求に盛り込むとしております。本市といたしましては、自然的、経済的、社会的条件が不利な地域を支援する制度として継続を望むところ

であります。国の方向性に従いまして対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

副議長（戸部 弘君）

9 番 浅野君。

9 番（浅野英彦君）

市長さんをお願いしたいんですが、要望という格好で結構ですけども、今部長さんの話ですと相当難しい。一番初めの堤防道路の話ですが、何とか西濃圏域の方の右岸側はすばらしい道路になっておりますので、この本巢の郡下、以前は郡ですが、隣の市町と調整して、この河川沿線沿いの市町で何とか、今後の中部国際空港のアクセスの問題もございまして、そんな部分で前向きにこの点検討していただきたいと思いますと思っておりますので、ひとつ強い要望としてとっておいていただきたいのと、もう1点、中山間地の直接支払い制度、国の分が半分、県が4分の1、うちの市で4分の1という話がありますので、どんな状況下になっても何とかこの4分の1だけでもうちの市として確保していただければ、この2点の要望という格好でひとつお願いしたいと思いません。どうもありがとうございました。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁願います。

市長（内藤正行君）

浅野議員の要望ということでございまして、まず堤防道路の2車線化ということにつきまして申し上げたいと思います。

御存じのように、本巢郡には当時縦に走る道路が157号線しかないということで、西部縦貫道路をつくるということで、議会の皆様と私ども執行部と一体となりまして、県に強く要望してまいった経緯がございます。この折には田之上・屋井線とか石神・七五三線という県道の狭いのが走っておりますので、そういったところをこの西部連絡道とに巻きかえてほしいと、県道として入れかえてほしいと、こういうことで進めてまいりまして、岐阜建設事務所とは現地まで県会議員さんも入っていただきまして回ってみた経緯がございます。

そうした中で、大変厳しい公共事業に対する財政事情になりまして、なかなかいつという見通しが、西部縦貫道路は立たないということがございました。そんなことがありまして、私どもは合併の折に西部合併支援道路をつくらせていただくような形になったわけですが、この堤防道路というのは非常に通過交通としては有効であると。西部縦貫道路は下を走りますので地域の発展にもなるということがありまして、いろいろ協議する中で、やっぱり下につくってもらった方が地域の発展を考えるといいんじゃないかということでございました。しかし、先ほど申しましたように大変厳しい状況になってまいりましたので、いま一度、瑞穂市さんとも話しながら御提案の堤防道路を県道として昇格してもらおうと。そのかわり下の田之上・屋井線とか石神・七五三線は市道に払い下げてもらおうと、そういう形の中で2車線化をお願いしていったらどうかと、このように思っ

ております。こうしたことにつきましても議員の皆様方の御意見もちょうだいしたいと思うんですが、今のところそんなふうなことを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、直接払いにつきましては、これはここに先ほど部長が申しましたような農業面での点もありますが、またこの地域に住んでいただく、それによって地域が保全され、国土が守られると、これが住まわれないで収益性がないということで、どんどん移転されて過疎になりますとさらに土地の保全ができないということで行われておるものでございますので、そういった面も含めて今後とも私ども関係団体、市長会等を通じましてでも強く要望してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

副議長（戸部 弘君）

9 番 浅野君。

9 番（浅野英彦君）

非常にありがたいお言葉をいただきうれしく思っておりますが、過去までの部分で県道昇格は当然でございますけれども、堤防道路には割合信号の数が少なく行けるという本当にすばらしい利便性がございますので、そして堤防の補強という部分もございまして、すばらしい道ができるのではないかと思っております。特に右岸の道を見えますと本当にすばらしい道路が今着々とできつつあるんで、ひとつ我々の方も頑張っていかないかん。これは行政側も我々議会側も頑張って、一丸となって向かっていくべき事柄ではないかと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

ここで、暫時昼食のため休憩といたします。

午後は 1 時から再開をいたしますので、よろしくお願ひします。

午前 11 時 51 分 休憩

---

午後 0 時 59 分 再開

副議長（戸部 弘君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

12 番 中村重光君の発言を許します。

12 番（中村重光君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告どおり質問をさせていただきます。

きょうは 1 点のみ質問をさせていただきます。

産業廃棄物の防止に関する条例制定について御質問をいたします。

平成 16 年 6 月 21 日付にて、本巢市法林寺自治会長より環境福祉常任委員会に、文殊の森入り口に解体業者による建設廃材置場設置についての報告書の提出がありました。当問題が発生してから、市当局においては早急に対応し、市長を中心に各部局との連携、打ち合わせをし、窓口は都市計画

課、総合窓口は環境課とし、県に指導を得ながら処理するよう指示されたとのこと、御努力にまずもって感謝を申し上げます。

本巢市は、森林と溪流、田園景観から成る美しい自然環境は新市の誇るべき宝であり、自然に配慮した快適な市づくりを目指すものであります。住民の意向アンケート調査でも、自然環境を大切に作る市づくりは第1位で48%、また、中学生のアンケートの結果も同じで、関心が高く、将来像に夢と希望を持っております。住民のニーズを考えると、当問題を軽視することはできません。ワイティ株式会社においては、旧糸貫町、根尾村にも自社の土地を所有しているとの情報もあり、安心はできません。他人事ではない案件と考えます。近隣の岐阜市においても、善商、御望山の産業廃棄物の問題、瑞穂市の現状では県からの改善勧告が出、9月末までに規定の処理をするよう指示・指導があるも、現況では改善される様子ではないと判断をいたしております。池田町においては、情報どおり6月定例会にて廃材置場を町が5,800万円で購入する予算案を上程され、可決、近々に契約が成立し、ストックヤードを建設されると聞いております。谷汲村名礼地内には、数万本という膨大な数の廃タイヤが野積みになっております。現場を確認してまいりました。自治会長にお聞きするも、谷汲村の現況の条例では撤退させることはできないのではないかと悲観的な発言がありました。県の指導に基づいて、今後問題を解決していきたいとのことでした。私は最終的には県の産業廃棄物法では限界があり、結論としては、自市の案件は我々議会と行政が団結し、一体となって守ることが現行法の中では最善策と考えます。本巢市の対応策としては、小規模土地開発協議があるが、要綱で罰則規定がありません。旧本巢町の条例を継承するも、500平方メートル以上で公害関係法令に規定する特定施設では、土地所有者の同意及び当該自治会の意向を示す書類及び土地の隣地承諾書の提出が必要となるとの規定がある。県の対策としては同地域が砂防指定地域にあるため、行為の制限はあるものも、最終的には同業者が扱う産業廃棄物は法規では抑止できないとの判断と聞いております。私は、最終的には産業廃棄物等々の不適切な処理の未然防止を図り、市民の生活環境の保全及び市民の生活安全を確保することを目標に条例を制定する以外に方法はないと考えております。

ホームページを開示すると、先例地域として、姫路市は産業廃棄物の不適切な処理の防止に関する条例を制定しております。当市はどんな事案案件があつて条例を制定されたか、バック背景は不明ですが、規定の内容を見ると規制対象物、対象行為、新たに課する義務及び対象規模要件、規制基準、対象地域等々、細部にわたって厳しく制限を設けております。ただし、姫路市では条例を制定する条件が整備しておるものと考えます。本巢市の住民の財産と生命を守る環境問題を市長はどうとらえておられるのか、市長の考え方をお尋ねするものであります。ありがとうございました。

副議長（戸部 弘君）

産業廃棄物の廃止に関する条例制定について、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

中村議員の、産業廃棄物の防止に関する条例制定との御発言に対しましてお答えを申し上げます。

一般廃棄物につきましては、市町村の所掌事務になっておりまして私どもが整備をしていかなきゃいかんと、対処していかないかんとということでございます。県とか政令市、中核市におきましては、産業廃棄物の処理に対しましての所掌事務ということになっているわけでございます。したがって、私どもの市の立場で言いますと、産業廃棄物につきましては県がその事務として事業所の指導を行うべきものと、こういう立場にあるわけでございます。

条例制定につきましても、県、あるいは政令市、あるいは中核市でございますと、所掌しております関係で条例の制定ができるわけでございますが、本市の場合は規制制限を有しておりませんために条例の制定は直接できないという形になっておるところでございます。あわせて文書指導等の権限につきましても、本市の立場ではできませんで、県に行っていただくという形になるわけでございます。それだからと申しまして、県に任せっ放しというわけにはいきません。先ほど議員が当初に触れていただきましたように、今回の当市にかかわる問題につきましては、本当に各区環境の方々の並々ならぬ御尽力を賜りまして措置ができたということでございまして、今後ともみずからこととしてとらえまして、県と協調しながら、今の事例を一つのモデルとして進めてまいらなきゃいかんと、このように思っておるところでございます。

また、議員御指摘の根尾とか糸貫地区地域にあります当会社の所有土地の問題につきましては、農地法に基づきます農振除外、あるいは転用等々の許可の申請が出ているわけでございますが、これにつきましてはそれぞれ農業委員会で対処できることでございます。本当に転用目的として適切かどうか、早急に転用しななきゃいかんものかどうか、あるいは農振除外をしななきゃいかんものかどうかということを十分審査しまして、指導をしているところでございます。

このほか、先ほど申しましたように県が所掌するわけでございますので、県の条例の整備につきまして、昨日もお答えさせていただきましたが、その保管の義務とか届け出の義務、あるいは対象規模要件等の規制、あるいは搬入時の一時停止命令、あるいは罰則等々が条例に盛り込まれるわけでございますが、その内容につきまして強化をしていただくように県に強く要望してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔12番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

12番 中村君。

12番（中村重光君）

自席からお願いをいたします。

多分私の想像しておった範囲の市長の御答弁でありました。しかし、私は今回の法林寺の産業廃棄物の状況等々を現場で確認し、また社長さんとのやりとりを現場で確認をしておりますけれども、ちょっとやそっとの理由で撤去をする、引き下がっていくという雰囲気では、実はなかったわけですね。私は、この本巢市の面積の約90%が森林を有する、先ほど申し上げたように、緑と森林に本当に囲まれたきれいな景観を持った市として、何とか全員で守っていかないかんとという思いをしておるわけです。ただし、逆に考えてみますと、油断をいたしますと、これだけの面積ですから

幾らでもチャンス、すきがあって、こういう特別な業者が本巢市に再度殴り込みをかけてくるのではないかなというふうに、本当に心配をしております。

元来からいいますと、市民環境部長にこの案件をお尋ねするのが本筋なんですよ。きょう直接市長にお尋ねしたのは、もうこういう問題は、大変失礼ですけれども、環境部長のところから超えておると。だから市長の決断でこういう条例を、よし、それなら本巢市でもつくるうやないかと。県の産業廃棄物法もあるけれども、これをさらに乗り越えて、自分たちの市は先頭で守ろうと、こういう前向きな実は御回答をいただけるのではないかとという若干期待しておりました。ですから、私が言いたいのは、今の法律がありますが、本巢市はそういう状況下にあるということですから、市民環境部長に指示をされて若手の優秀な人材を環境部で集めて、とにかく検討させると、これくらいの御発言があってもいいのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁願います。

市長（内藤正行君）

ただいまの中村議員の再質問でございますが、条例の制定ということにつきましては、法で定められた範囲しかできませんので、私どもの所掌以外のことでございます。基本的にはできない。ただ地域を守るということにつきましては、そういった該当者が土地を取得されたり活用されるという時点で十分チェックをしていきたいと思っておりますし、また不法投棄等につきましては、監視員等もパトロールさせておりまして、そういった点で十分チェックをしてみたいと思うわけでございます。

御指摘の条例の制定につきましては、基本的には難しいということでございますが、一遍研究はしてみるということなので、その点、さらに研究はしてみたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

12番 中村君。

12番（中村重光君）

市長、期待をしております。

最後に1点確認をしたいと思っておりますが、昨日どなたかが御質問されましたが、権限移譲の中に産業廃棄物法に関する県から市に移譲されたということはありませんか、御確認をさせていただいて質問を終わります。

副議長（戸部 弘君）

市長。

市長（内藤正行君）

今回の権限移譲、たくさん計画されているんですが、その中に一部入っております。

副議長（戸部 弘君）

続きまして、46番 鵜飼静雄君の発言を許します。

46番（鵜飼静雄君）

今議会最後の一般質問になりますので、いましばらくよろしくお願ひしたいと思います。

4点通告してありますので、順次質問をいたします。

第1番目の、入札制度についてです。

これは3月の議会のときに、より公平・公正な入札制度という観点から郵便入札の導入を考えてはどうかということで質問をいたしました。それ以降も全国あちこちで残念ながら談合が数々発覚し、社会問題にもなっているのは御承知のとおりであります。

先ごろ実施されました本巢市の本巢中学校の改築工事の入札結果を見ましても、これはせんだっての議会のときにも申し上げましたけれども、入札状況を見ておりますと99.0%から99.8%、すなわち0.8%の間に12社全部がひしめいている。金額的にいっても、12億を超える事業費なのにわずか900万円の間には12社がひしめいてるという、この状態を見たときに、私はとても公正な入札が行われたというふうには考えられないということをお願い、明らかに談合の疑いがあるんだということをお願いしました。そういう状況がこの本巢市もあるわけですが、そういう結果を受けて、私は改めて郵便入札なり、あるいは電子入札、そのほか全国各地でいろんな入札制度の改善の取り組みがなされています。そうしたことに本気で取り組んでいくときに来るといふふうに変更を感じています。

今の時代ですので、いろんな方がパソコンを使ってインターネットでいろんな情報を得ておられ、全国のいろんな状況が自分の部屋からわかるという状態です。職員も一人一台パソコンを持っているわけですから、言われなくても全国のいろんな状況を調べれば、今何をすべきなのか、どう改善をすべきかということも明らかになってくるだろうといふふうに思います。昨日見ておりますと、これは東北地方の東奥日報という新聞の記事でありますけれども、青森県の八戸市でかつて指名業者すべてが公取からいろいろ指摘をされる、排除勧告を受けるという事態が起きた市であります。そのことから発展して、さらに横須賀市の例を挙げながら、八戸市でも改善のために取り組んでいくなという姿勢が示されているというような記事が載っておりました。時間の関係で詳細は省きますけれども、そのように全国あちこちでいろんな取り組みがなされているわけありますから、この本巢市においても今の状態のままでいいといふふうには必ずしも思っておられないと思うので、改めてお伺いをしたいと思いますのは、郵便入札も含め、入札制度の改善にどう本気で取り組んでくかという、その決意のほどをお伺いたいといふふうに思います。

ついでに申し上げておきますと、ある方法を取り入れた場合に、それが万全ということはありませんので、さらにいろんなほかの要素も取り入れながら、複合的に物事を考えていくことが必要ではないかといふふうにも思っています。とりあえず、そういうことをお伺いしたいといふふうに思っています。

2番目は、これは簡単な話でありますけれども、国民健康保険の保険証について、現在保険証は世帯単位になっております。そのために家族のだけれど、例えば子供が学校とか、あるいはいろんな形で遠くへ行っているというときには、遠隔地の証明書をもらっていけばそれで間に合うわけで

すけれども、そういう手続をとらなければならないということで煩雑さがあって、実生活にもそれなりの影響があるのではないかというふうに思っています。社会保険などは、今個人単位の保険証になっています。国保についても、ぜひそういう個人単位の保険証にできないだろうかというふうに考えて、今回質問をさせていただきます。

第3番目ですが、根尾地域における不均一課税の充当事業についてということであります。

不均一課税は、合併協などで示された金額でいいますと、5年間で12億1,000万円という額が示されていますが、現在の時点でこの額の見込みについてはどうなのか、このままでいいのかどうかということについてまず第1点お伺いし、第2点は、この不均一課税の充当事業について、当初示されましたのは、総合斎場整備、樽見鉄道の運営助成事業ということであります。特にこれは基金に積んでということで、一般の事業を除いた部分でありますけれども、いずれにしてもこうした事業に充てていくということで当初示され、その後、根尾地域、当時根尾村からのいろんな要請があって、最終的には地域振興事業、これはあくまでも基金積み立てということでありますけれども、その内容として総合斎場整備、樽見鉄道運営助成、その他根尾村の地域振興に資する事業・施策というふうに最終的にはなったと思っています。特にその中で、樽見鉄道の運営助成事業として当初は3億5,000万円が上げられていました。その額は別にしまして、このことが今具体的にどういう方向になっているのか、このことについてお伺いをいたします。

第4番目ですが、次世代育成支援行動計画についてであります。

現在、福祉の方が担当して次世代育成支援、俗に言えば子育て支援のための行動計画の策定作業が今行われているだろうというふうに思います。これに関連して3点伺いたいと思います。

一つは、厚生労働省がこの行動計画をつくるに当たって指針を出しております。その視点の中で、私は今までと違って、今度国の方が一つ明確にしたなということで、内容的にそれなりの評価をしているのは、行動計画策定に当たっての基本的な視点の中で、最初に子供の視点という項目がありまして、その中で我が国は児童の権利に関する条約の締約国として、子供にかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。さらに、次世代育成支援対策の推進においては、子供の幸せを第一に考え、子供の利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要だというふうに述べています。児童の権利に関する条約、私たちは通常子供の権利条約というふうに言っておりますけれども、子供の権利条約というのは、たしか1990年に発効し、日本はなかなか批准をしなかったんで、4年後ぐらいに批准をして日本も入っているわけではありますが、その子供の権利条約の第3条に、児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとするというふうに、児童の最善の利益ということが明記されています。そのことが、これまでの日本のいろんな文書の中ではあいまいにされておりましたけれども、今回はこのことが明記をされているということで評価をしているわけであります。そういう観点に立ったときに、行動計画の中にこの児童の権利条約の視点が明確にされていく、明記されるということも必要になってきているというふうに理解しています。その点についてはどのように考えておられるのか。

第2点は、同じく厚生労働省の指針の中で、これも非常に特徴的だと思っておりますのは、住民参加と情報公開という部分がありまして、その中で計画の策定段階において、サービス利用者等としての地域住民の意見を反映させるため、公聴会、懇談会、または説明会の開催等を通じて計画策定に係る情報を提供するとともに、住民の意見を幅広く聴取し、反映させることが必要であるということ、どういう形で住民の参加を進めていくのか、どう情報の公開を進めていくのかということもきちんと明記をされています。さらにあわせて言えば、この行動計画の根拠になっております次世代育成支援対策推進法第6条には、国民は国または地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならないというふうに、国民の協力義務をうたっています。協力義務をうたっている以上は、情報をきちんと事前、あるいは計画の策定段階において、住民に十分提供することが求められますし、住民の意見を十分、二十分にも聞いていくことが当然の前提になるというふうに考えておりますが、このあたりは計画策定に当たって、どのような配慮をなされているのか伺いたいと思います。

最後になりますが、3番目には、この次世代育成支援対策というのが打ち出されてきた背景には、合計特殊出生率が2002年に1.32、2003年1.29と、少子化に歯どめがかかっていないという状況の中で、対策の見直しが求められてきた結果だというふうに思います。そういう中で、じゃあ少子化にどう歯どめをかけていくかというのは、いろんな方法ありますけれども、その中で一つ今回新たにまた明確にされたと思いますのは、国民の働き方の見直しという観点が課題になり、職業生活と家庭生活との両立の推進、これが行動計画にも含まれるというふうに思っていますが、そうした場合に単に行政サイド、あるいは今住民の代表も入った策定委員会をやっておられますけれども、そこだけではなくて一般の事業者との連携、あるいはそこで働いている労働者等の意見の聴取、そういったことも踏まえて策定に当たっていかなければならないんじゃないかというふうに思いますが、こうした点での対応はどのようにされておられるのかお伺いしたいと思います。

以上4点です。よろしく申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

入札制度の改善について、助役の答弁を求めます。

助役（高木 巧君）

ただいま鵜飼議員さんから入札制度の改善についてということで、この3月議会に引き続きまして御質問、御提言をいただいております。

そこで、具体の郵便入札、それから電子入札につきましての検討結果の現況をお話をさせていただくということになるかと思いますが、郵便入札方式につきましては、指名競争入札の場合にまず説明させていただきませうけれども、まず業者あてに入札執行通知書を郵送させていただきます。業者さんは、インターネットを利用して市のホームページから設計図書等をダウンロードしていただきまして、その入札書を郵送して入札する方式、こういうことになるかと思いますが、郵便入札の実施に当たりましては、やはり業者さんが一堂に会するがないようにという前提に立てば、設計図書の受け渡しにつきましても、インターネット等でのダウンロードというようなことになって

こようかと思います。

そこで、郵便入札につきましては、例えばこれは予定価格を事前公表しない場合の欠点といえますか、予定価格に達しない場合、再度入札ができないということになります。そうしますと、落札までに他の例を参考に申し上げますならば、約3ヵ月程度時間を要するというようなお話も承っております。郵便入札方式を採用するに当たっては、引き続きケース・バイ・ケースの検討が必要であるというふうに考えております。

それからもう1点、電子入札方式でございますが、これは市町村が単独で電子入札システムを導入しようとした場合、試算ではございますけれども、5年間で約6,000万の経費が必要となるというような試算も出ております。このため、現在、県におきまして、平成16年度から平成19年度にかけて、市町村のシステム導入に要する経費の削減と入札に関する情報の共有を図るという大きな目的のもとに、岐阜県内市町村共同利用型電子入札システムの導入が計画をされております。本年の11月から岐阜市と多治見市におきまして、このシステムが試行的に運用されるやに伺っております。その結果を見きわめまして、この共同システムへの参加を本市としても検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、これにも大変な欠陥といえますか、解決すべき問題がございます。それは参加するに当たりましては、業者側の設備の対応が必要となってまいります。その業者さんとの調整を図りながら、本市といたしましては、他の市町村の動向も踏まえ、平成18年度から試行運用する方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほど議員もおっしゃいましたが、この入札制度の改善につきましては、いいものはまねをしてでも導入する方向でございますし、先進事例を参考に入札制度の改善に引き続き取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

副議長（戸部 弘君）

次に、国保保険証について、市民環境部長の答弁を求めます。

市民環境部長（土川 隆君）

国保保険証を個人単位についてという御質問にお答えいたします。

健康保険証の個人単位交付につきましては、平成13年4月に健康保険法の改正によりまして、従来世帯単位で配付されていた健康保険被保険者証が準備の整った保険者から順次カード様式とし、被保険者及び被扶養者ごとに一人一枚のカードを交付することになっております。政府管掌健康保険では、平成15年10月よりカード化を既に実施しております。本市におきましても、被保険者の利便性の向上を図るため重要な施策と認識いたしております。現在の取り組み状況といたしまして、岐阜県健康保険団体連合会に設置されております国保問題研究協議会及び国保情報電算検討会において、県内一斉実施にするか、導入に当たっての経費、事務量の増加、対応等の検討をしているところでありますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

次に、根尾地域における不均一課税充当事業についてを、根尾総合支庁長の答弁を求めます。

根尾総合支庁長（島田克広君）

それでは、鵜飼議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

まず一つ目の、不均一課税額の現時点における5年間の見込みについてであります。合併協議会で示された不均一課税による5年間の税額は、ただいま議員が申されましたとおり12億1,000万円でございます。現時点におきましても、この額につきましては大きな変動はないものと予測をしております。

それから二つ目の、不均一課税の充当事業についてであります。不均一課税を充当する事業等については、合併協議会における最終調整の結果、自治活動推進交付金事業等の12項目の各種行政サービスのほか、地域振興事業に充てることが確認されております。このうち地域振興事業への充当額につきましては、各種行政サービスに要すると見込まれる所要額1億8,810万円を差し引いた残りの額10億2,190万円が枠として見込まれております。根尾地域では、地域審議会や他の地域にはない総合的な支所機能が配置されており、根尾地域の課題を議論できる場がございますし、地域振興事業はまさしく現状の課題を解決する手段であると考えております。合併協議で決まったことは尊重すべきものと考えますが、地域振興事業については地域に根づいた総合支庁が主体となり、合併後改めて住民や地域審議会からの意見をいただき、どういう事業が根尾地域の振興に真に資するかを現行メニューも含め見きわめていく必要があります。このように、地域のことは地域で考え行動する姿勢を基本に、現行メニューが掲げられていることも考慮しながら、今後、事業の具体化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

次に、次世代育成支援行動計画について、健康福祉部長の答弁を願います。

健康福祉部長（中村 節君）

鵜飼議員の次世代育成支援行動計画についての三つの質問にお答えを申し上げます。

児童の権利条約の視点につきましては、次世代育成支援対策推進法が平成15年7月16日に施行されたことにより、市町村、都道府県、一般事業主及び特定事業主は、この法律において行動計画に係る規定が平成17年4月1日から施行されることから、国が示した行動計画策定指針に基づいて今年度中に行動計画を策定する必要があります。平成17年度から10年間の集中的かつ計画的な取り組みを推進することになっております。市町村及び都道府県は行動計画策定指針に即して、5年ごとに5年を1期として、地域における子育ての支援、母性及び乳幼児及び幼児の健康の確保及び増進、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活の両立の推進、子供等の安全の確保、要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進の七つの柱を見込んだ次世代育成支援対策の実施に関する総合的な行動計画を策定し、公表しなければならないとされております。これによって、本県市次世代行動計画策定委員会設置要綱を整備し、15名（うち女性5名）の方を行動計画策定委員に委嘱させていただきまして、現在委員会を3回開催をいたしまして、特定14事業の定量的な目標事業量を設定いたしましたところでございます。今後は子育て支援の基本理念、基本目標及び基本施策等について協議を進めていくことになり

ますが、児童の権利条約についても基本施策の中で明記できるよう協議をしてみたいと考えております。

2番目の、住民参加と情報公開についてでございますが、次世代育成支援地域行動計画策定に当たりましては、平成15年11月より合併前の旧の4町村ごとに地域行動計画に係るニーズを調査するためゼロ歳から5歳の未就学児童の保護者及び6歳から8歳の就学児童の保護者にアンケート調査を実施させていただきました。その折には、たくさんの自由意見も書いていただきました。また、8月24日には、子育て支援、教育環境の整備、生活環境の整備、仕事と家庭の両立の推進をテーマに、幼稚園、幼児園及び保育園の保護者の方と行動計画策定委員を合わせて36名によるワークショップを開催し、いろいろと提案をいただいております。今後、児童・生徒のワークショップも、予定は11月ごろ考えております。また、情報公開につきましては、広報「もとす市」7月号に掲載させていただきましたが、今後も広報「もとす市」または地域行動計画のダイジェスト版等により情報を提供していきたいと考えております。

三つ目の、一般事業者との連携、労働者の意見の反映についてでございますが、地域行動計画策定委員の中には商工会の代表者の方も委員として参加されておりますし、各方面の代表の方にもお願いしております。そうした中にて、幅広い層の方の意見を地域行動計画に反映をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、行動計画につきましては、策定委員会が設けてございますので、策定委員会が主導でございますので、私ども事務局といたしましては、そこで調整しながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔46番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

では再質問をいたします。

1番目の件につきましては、基本的な考え方としては助役の答弁で了解をいたします。ただ、重ねてもう1点だけお考えをお伺いしたいのは、今助役が言われたように先進的な事例を参考にしながら、必要なものは取り入れながらということでございますが、そのためには、合併後間もなくで助役も大変でしょうけれども、そうした委員会といいますか、入札制度の改善対策会議とか委員会とか、そういうのを内部でつくられて、必要なところを視察に行くとか、いろんな形での具体的な行動を起こすための段取りをとられたらどうなのかと思っておりますが、その点についてお伺いをいたします。

2番目は、もしめどがわかれば、恐らく来年度当初からということは今の段階でいえば無理だろうと思いますが、ある程度めどがわかれば、それだけ教えてください。

3番目ですが、昨年5月1日付の合併地域項目の再考についてという文書が手元でございますが、これは少なくとも旧糸貫町の全員協議会で提起をされ、いろいろ意見も申し上げたものであり

ます。これは、先ほど申し上げましたように不均一課税の充て方についてということで、合併協議会で合意した内容に対して根尾村からの要請がありまして、不均一課税の取り扱いについては、現在総合斎場整備事業及び樽見鉄道運営助成事業に充てることになっている額を根尾地域の過疎対策基金として積み立て、地域住民の要望等に基づき、斎場整備、樽見鉄道運営助成、観光総合整備、森林総合整備などに充当していきたいと、こういうような考えが根尾から示され、3町としてこれに対してどう対応したかということで、全部読んでみると長くなりますので、超過課税分充当の考え方というのが書いてありますので、そこだけ申し上げますと、現行の充当額は総合斎場の規模や樽見鉄道に必要とされる助成の程度が確実に見込まれていない状態であり、仮に充当額が下回った場合、税負担に見合う各種行政サービスや事業・施策を確保する観点から、二つの事業施策以外への充当も考える必要があるというふうに述べています。すなわち当初の額は別にしまして、内容的には当初決めたものにプラスして根尾地域の振興に役立つものに充てよということが明記されているわけですね。

先ほど答弁の中で、合併協議は尊重するけれども地域のことは地域でやっていきたいと。現行のメニューも考慮しながらというふうに言われた。考慮しながらではなしに、少なくともそのことで合併協議、あるいは各町村議会でそういう内容で合意をされているわけですね。もともと出されていたものプラスさらに根尾の地域に密着した振興事業に充てていきたいと思います。だからこの文章を素直に読めば、少なくとも樽見鉄道等に対してはお金を基金としてまず積みましよう、それを使いましようということは、全体で合意されているはずですね。それも含めて、また地域で考えるんだというふうになると、合併協議は一体何だったのかということになります。だから、あくまでもこの文書で示された方向の上に乗って、くだいですけど金額はそれぞれ別にして、根尾の人たちが本当に自分たちのために使ってくれるんだということに納得できる、そういう地域振興事業に充てるというのは結構なんですね。でも、それはあくまでも当初に合意した事業に充てる、それを大前提にしているわけです。

この文書のもとには糸貫町長内藤正行、今の市長ですね。糸貫町議会議長、遠山利美様ということで来ておりますので、ほかの町村でどうなっているかは私は知りませんよ。けれども、少なくとも今の市長のもとでこういう文書が出されておるわけですから、この方向をゆがめるような形はとも認められないと。

先ほどの答弁は、島田さんも非常に苦しい言い方かもしれませんが、大前提がはっきりしている以上、この上に立ってじゃあどうするんだという方向を出していかないと、地域審議会ですら論議されても、そのあたりがきちんと合意を確認した上で論議してもらわないと違った方向に行く危険性があるんじゃないかという点は私は危惧して、今回この質問を取り上げたわけです。そのあたりどうなんでしょう。だから、これを支庁長が答えられるのが妥当なのかどうかということとはわかりませんので、私は適当な人が答えてもらえば結構です。

最後4番ですが、2点ほど確認的にちょっとお伺いいたしますが、第1番目で児童の権利条約のお話をいたしました。それが明記できるようにというお話でしたので、ぜひそれはやってほしいと

思うんですが、そのためには少なくともメンバーにはすべて権利条約の本文そのものを配ってほしいと思うんですけれども、それはやられておりますか。知らずに言葉だけでやってもらっても困るので、ぜひ本物を渡してこういうものなんだということを、もう10年以上前の話ですので、今の若いお母さん方だとあまり御存じないかもしれないんで、そのあたりは含めてやってほしいということと、2番目は申し上げておくだけにしますが、情報公開なりで一番大事なのは、事前、中間、最後決まるちょっと前ぐらいですね、そして決まったという幾つかの段階できちんと知らしていくことによって、住民の意見がまたそこから吸収されるということがあるわけですね。だから、その策定過程で必要に応じて、その都度その都度出していくということを心がけてほしいということを思います。

最後に1点だけ申し上げておきたいのは、一般事業者との連携ということを申し上げました。それについては商工会長が入っているからと言われました。でも、商工会長が入っているから一般事業者の声がそこできちんと反映されるなんてことは、言っちゃ悪いですけどもそうないんですね。だからこそ、今PTAとかいろんな保護者の関係でもいろんな人の意見を聞いておるわけでしょう。そのトップの意見を聞けば済むのであれば、PTA会長なり保護者会長の意見を聞けば済むわけですから、それでは済まない。だから、もっと幅広く対応していく必要があるんじゃないかというふうに考えています。そういうことで先ほどお伺いしたわけですが、そのあたりもう一度お考えをお伺いしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

助役、答弁願います。

助役（高木 巧君）

それでは鷓飼議員さんからの、先市的な事例を参考にさせていただいて改善等を検討してまいりたいという答弁に対しましての、どういった期間でそういったものを検討していくのかというようなことになろうかと思いますが、現在、市長部局を含めて関係部局長で業者選定委員会なるものを構成しております。この委員会につきましては、十分にそれぞれの部署で事業を推進する部長等で構成しておりますので、情報の収集につきましても非常に把握しやすいということから、当該委員会を検討の場として考えていきたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

国保の保険証の個人単位についての導入のめどというお尋ねであります。既に健康保険法で改正されておりました、市といたしましても早速導入していきたいと考えておりますが、いずれにいたしましても被保険者数は4月1日現在で1万2,397人ということで、1万2,397枚と要ることですので、仮に1枚作成するに1,000円といたしましても千二、三百万円ほど経費がかかるということでありまして、市独自で導入するということじゃなくて、電算システムなんかの関連もございまして、県内一斉に導入した方が経費も相当安く済むということでありまして、先ほど言い

ましたような国保連合会で今検討しておるといことでありますので、早く検討結果の結論を出しまして、早い時期に導入していきたいといこと御理解いただきたいと思ひます。

健康福祉部長（中村 節君）

鵜飼議員さんの再度の質問でございますが、権利条約につきましては1994年4月22日、158番目に日本が締約をした国でございます。身体的、精神的に大変弱い子供さんでございますし、子供の権利をやりたいと、そんなつもりでございますので、策定委員会に、条約もございまして、そのコピーを差し上げて皆さん方に御理解を願いたいと、そのつもりでございます。また一般事業主につきましては、策定委員会もございまして、そこでよく相談しながら今後の進めてまいりたいと、そのつもりでございます。

副議長（戸部 弘君）

後や先になりましたが、市長からお願いします。

市長（内藤正行君）

根尾地域におきます不均一課税の対象事業についての御質問につきましてお答えを申し上げたいと思ひます。

議員のおっしゃるように、また私どもも常日ごろ心得ているんですが、合併協議で協議された事項を尊重しながら、現在の市政も進めさせていただいておるところでございます。そうした中で、時間がたつて反省点も出てきたりすることもあるかと思ひますが、そういった点につきましてはある程度の見直しもしていかなきゃいかんと、このように思っておるところでございます。

根尾には地域審議会ができておりまして、地域の方々の意向も踏まえていくという形になっております。例えばの話ですが、総合斎場は今のままでいい、不要だという判断ができましたら、そういったことも十分考えていかなきゃならんというふうに思ふわけでありまして。そうした中で、樽見鉄道につきましては、ここにメニューとして上がっているんですが、これにつきましては根尾地域の足としてどうしても必要だという地元の御事情もありまして、私の立場で考えさせていただきましても、何とか樽見鉄道への運営助成という項目は維持していただきたいと、このように思ひおきまして、この点につきまして協議事項を尊重していただきたいなど、このように思ひおき次第でございます。10月にも審議会が開催されるということでございますので、そうした場で十分、私の立場での御意見も踏まえて御協議していただければありがたいと思ふ次第でございます。よろしくお願いします。

〔46番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

根尾の不均一課税の問題だけもう一言申し上げておきますと、先ほど申し上げたように、最初の総合斎場整備事業、樽見鉄道運営助成事業に10億2,190万円充てるとい内容について、根尾から改めて再考してほしいという意見が出てきた、その背景にあったのは斎場の問題だといふに私

は当時から聞いておりますし、樽見鉄道に助成することについて問題があるという話は一切聞いたことがないですね、当時から。最初に打ち出した以上、次、根尾がこういうふうに変えてほしいと言ったときも、斎場、あるいは樽見鉄道は削ってはありませんが、少なくとも最初から樽見鉄道に対する助成については根尾地域で一貫していたはずなんです。そういう上に立って我々も変更することを合意したわけですね。それが合併して何ヵ月かたって、5年も10年もして変わるといのは仕方ないですよ。でも、何ヵ月かという段階で、今度10月に地域審議会が開かれるとすれば、2月ですから半年余りですね。そういうときに合併協議で決まったことが変わってくというのはとても解せない話です。今、例として挙げられた斎場については、書いてはあるけれども実際にもともとそのことについて根尾地域から、あちこちからいろんな私も聞いておりますので、それはここに含まれたこと自体がどうなのかなという気はせざるを得ん部分がありますけれども、いずれにしても樽見鉄道の問題はそれとは異質の話ですので、その点については地域審議会でも、不均一課税をそこへ充当することは、ある意味では私は当然の話だという認識を持ってもらわんと、地域審議会が何でも決めればよいという話にはならないと思うんですね。そのあたりはきちんとしてほしいと思うんですね。直接的に地域審議会に市長がかかわらないという部分もありますので、再度そのあたりについての支庁長のお考えと、支庁長の考えだけではいかん部分があるとはわかっておりますけれども、支庁長としての考えを最後にお伺いしておいた方がいいかと思いますが、いかがですか。

副議長（戸部 弘君）

根尾総合支庁長。

根尾総合支庁長（島田克広君）

それでは自席でお願いします。

ただいま鵜飼議員さんの質問でございますけれども、地域振興事業のメニューとして総合斎場整備事業と樽見鉄道の運営助成事業の具体的な事業のほかに、根尾村の地域振興に資する事業施策の三つが掲げられております。具体的に示されたこの二つの事業については充てるものと解されますけれども、合併後の社会経済情勢の変化もございますし、地域住民の考え方もあろうかと思われまますので、改めて住民の方や地域審議会からの意見をいただきまして、地域で十分に検討した上で、高い負担をいただいている額に見合う真に根尾地域の振興に資する事業を見きわめていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔46番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

46番、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

最後に、答弁は結構ですから言うだけ言うておきますね。

何回も言いますけど、経過があつてこうなっておるわけですね。その経過を度外視して、また改めてゼロから自分たちで地域は地域でやっていくんだということで、全く方向転換をされるよう

あれば、今まで決まったことが全部そういう形で、こちらも指摘せざるを得なくなってくるんですね。だから、いろんな協議をして一致点を見出してきたことが数々あるわけですね。それはお互い紳士的に守っていくという前提の中で物事がうまく進んでいくわけですから、その前提を外さないように、それだけは強力にやっておいてください。以上です。

副議長（戸部 弘君）

以上で通告による一般質問はすべて終了いたしました。

よって、施政一般に対する一般質問はこれをもって終結いたします。

---

#### 散会の宣告

副議長（戸部 弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。なお、9月17日から9月29日までを休会とし、9月30日はもとバスの出発式が9時からありますので、午前10時から本会議を開催いたします。御参集ください。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

